

令和6年 第1回総務経済常任委員会会議録

令和6年1月11日 議員控室

○事 件

所管課報告事項・所管事務調査

- (1) 八雲町職員定数条例の一部を改正する（案）について（消防本部）
- (2) 檜山沖洋上風力発電事業の経過報告について（産業課）
- (3) 森林環境税について（財務課）
- (4) 熊石総合支所の税務業務の本庁集約について（地域振興課・財務課）
- (5) 熊石地域公共用地先行取得事業について（地域振興課）
- (6) 熊石地域デジタルリテラシー向上事業について（地域振興課）
- (7) 農業研修者支援住宅の用途廃止について（農林課）
- (8) 育成牧場使用料の改定について（農林課）
- (9) 落部漁業協同組合事務所整備支援について（水産課） ※所管事務調査
- (10) 鉛川観光施設関連（設備棟の貸付条件等）について（商工観光労政課）

○出席委員（6名）

副委員長	牧 野 仁 君	横 田 喜世志 君
	関 口 正 博 君	宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君	三 澤 公 雄 君

○欠席委員（2名）

委員長	安 藤 辰 行 君	大久保 建 一 君
-----	-----------	-----------

○出席委員外議員（3名）

議長	千 葉 隆 君	佐 藤 智 子 君
	赤 井 睦 美 君	

○出席説明員（18名）

消防長	堤 口 信 君	次長	河 合 治 彦 君
庶務課長	中 野 悟 司 君	産業課長	吉 田 一 久 君
商工観光労働係長	竹 原 利 亮 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
財務課長補佐	田 中 智 貴 君	住民税係長	竹 田 光 君
住民税係主任	川 村 翔 太 君	地域振興課長	野 口 義 人 君
地域振興課長補佐	佐々木 直 樹 君	農林課長	石 坂 浩 太 郎 君
農林課長補佐	上 野 誠 君	農業振興係長	高 嶋 一 登 君
水産課長	田 村 春 夫 君	水産課長補佐	藤 原 悟 史 君
商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	商工観光労政課長補佐	南 川 隆 雄 君

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・委員長挨拶

○副委員長(牧野 仁君) 本来であれば今日、委員長の安藤さんが出席する予定でしたが、昨日お電話がありまして、ちょっと体調が思わしくないということで私が代理やってほしいということで、私が代理で進行を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

挨拶の中でちょっと冒頭で、皆さんご存知のとおり、能登半島の地震による死者が、昨日のテレビでも 200 人を超えまして、またさらに多数の行方不明者も増えているという情報でございます。亡くなった方の哀悼の意を表したいと思っております。被災地の日常を一日でも早く戻ることを願って、私も早期回復してほしいと思っておりますので、皆さんとも、これからも八雲町のために幸せな町民の生活を守るためにも、皆さんと一緒に今年1年委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 所管課報告事項・所管事務調査

【消防本部職員入室】

○副委員長(牧野 仁君) それでは3事件に入りたいと思っております。所管の報告事項、①八雲町職員定数条例の一部改正を改正する条例案について消防本部より報告をお願いします。

○消防本部庶務課長(中野悟司君) 委員長、消防本部庶務課長。

○副委員長(牧野 仁君) 庶務課長。

○消防本部庶務課長(中野悟司君) 今回の改正は、八雲町職員定数条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容は、同条例第2条第1項第2号の消防組織法第11条の職員について、現行の定数55人から5人増員し、60人へ改正するものです。

改正の趣旨については、国が示す令和5年度より施行した職員の定年年齢引き上げ制度が段階的に65歳に延長になったことにより、今後、消防本部の長期に渡り勤務体制及び出勤体制に弊害を及ぼさないための措置であります。

これは単に職員数の増員を求めるものではなく、総務省消防庁より、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の報告内に高齢期職員の活躍及び定員管理に関する事項が示されており、当本部においても高齢期職員とともに勤務体制の充実・強化を図るため見直したいと考えております。

複雑多様化する現代の災害活動に出勤する消防職員の養成は、採用から消防士となるまでの間、北海道消防学校へ入学し卒業するまで約150日、コロナ以前は7か月間の教育期間を要し、さらには救急隊員となるまでには約60日の教育が必要となるため、通常機能する消防士となるには時間がかかります。

実質、勤務するうえで、それぞれの課程を終了しなければ、消火隊や救急隊として出勤人員に配置できないため、出勤に関しての必要な人員は本来、定年退職者の在職期間中に資格を有しなければなりません。そのため採用に関しては、この内容を踏まえ計画的に行うことが必要であります。

現在の職員数は定数ちょうどの55人であるため、前述のと通りの採用が困難であることから、5人を増員し定数60人とすることで各隊員としての育成が、定年を迎える職員の前に対応可能となることから、消防力の低下及び出動隊員不足が補えます。

又、直近では現消防長及び現熊石署長の2名が退職後、数年は退職者が定年延長に伴い出ない予定であることから、事前に対策を講じ、令和7年度から8年度の隔年で職員を採用する計画を考えております。

過去の経緯を踏まえ検討した結果の対策案でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、このあと、第1回定例会に上程する予定ですので、あわせてよろしくお願い申し上げます。以上です。

○副委員長（牧野 仁君） ただいまのご説明、定数条例の一部改正をご説明されましたが、これについてご質問等はありませんか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 関連してないんだったら、関連しないことに。

元旦にあった石川での災害なんかを見たときに、ああいった緊急時に役立つ人材として真っ先に思い浮かぶのが消防職員さんなんだけれども、退職された方々の組織は何かあるんですか。これからね、町内会でのそういった災害時の対応といっても町内会の力が落ちてきているので、何かに頼らないと思ったときに、ちょっと頭をかすめたのは、こういった消防の経験のある人材だと思うんだ。何かOBの組織とかがあったら、そういった定年退職職員は職員の仕事があるから、それをサポートするうえでの何か二次的な組織を、彼らを中心に作っていくということも、今後ほかの課も交えて、我々議員も交えて考えていかなきゃならないのかなと思ったときに、そういったOBの繋がりがあるんでしょうかと聞いたかった。

○消防長（堤口 信君） 委員長、消防長。

○副委員長（牧野 仁君） 消防長。

○消防長（堤口 信君） 実際のことをいいますと、なかなかOB、退職された方を集めてどうのこうのというのは特には現時点ではございません。ただこのあと私以降、私が次、退職予定なので、それ以降では考える余地は、私が率先してお願いというかたちができればというところは今後はあるかもしれませんので、現時点ではOBにはそういう体制は組んでいませんので、よろしくお願いいたします。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） ちょっと付け加えるとマンパワーがほしいというよりも、知識、たとえば避難所の運営、町内会単位で非難したときに町内会の外からも、そういった指導やリーダーになる人材を考えたときに経験のある方と思ったら、真っ先に浮かんだから、堤口さんがそういう考えでいるなら、是非お願いしたいなと思いました。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 関連じゃなくて良かったら、ちょっと質問させてください。

今、人力的な問題ということですが、消防職員も定期的に補充はしているんですが、若い人達の離職率というんですか、消防に関して、どのような理解でしょうか。

○消防長（堤口 信君） 委員長、消防長。

○副委員長（牧野 仁君） 消防長。

○消防長（堤口 信君） 近隣の各市町、いろんな話は聞くんです。実際に消防職員が引き抜きとか、辞めていくとか、今どうしても救命士っている、免許持っていますので、病院にその救命士が引き抜かれるという状況が近年、実際に起きています。ただ現時点で八雲町の消防では、今のところは退職や引き抜きの状況は今の時点ではございません。ただ、本当に近隣の消防長といろいろ話した中では、うちの職員また辞めるんだって。実際に今も応募を出して、ただ採用を出しても職員が来てくれないって状況があるということを経験の話では聞いています。実際に八雲では現時点ではございません。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） そんな中でちょっと気になったことがあるので教えてください。前回の定例会ですが、消防職員の戒告ですか、プライベートでの車の違反での戒告ということでしたが、その戒告の裏に、戒告の処分を受けた場合にはどうしても給料が下がる、要は等級が下がってしまう。それを一生背負っていかないとないとか、下がったままで上っていくという給料体系、これ役場職員も全てそうなんだろうが、消防職員という性質上、どうしても免許に傷がついた場合に業務に支障が出るという部分においては、当然、正直にプライベートなことであっても伝えないとないというところがあってね。ただ、その戒告が一生その給料に響くという部分に関して、正直に言ったにも関わらずというのは、すごく残念だと思うけれども、相当な金額の差になりますよね、同期、その下がっちゃうということがそうならですよ。そういう部分というのはこれ消防独自の努力でどうにかなるものでないにしても、若い人達の気持ちをそぐとか、正直に言ったにも関わらず、プライベートでの違反って、ないと思うんです、いろんな状況において、免許に傷がつくとか。ただそれによって一生の給料に格差が出るのはあまりには解せないと思って伺っていたんですが、それはそうなんですか。

○消防長（堤口 信君） 委員長、消防長。

○副委員長（牧野 仁君） 消防長。

○消防長（堤口 信君） 今のご意見ですけれども、実際に今回、戒告というかたちで給料も減俸というかたちで、これが一生付きまとうとか、総務のほうともいろいろ話をした中で、やむを得ない状況は確かではあると思います。実際に免停なりという状況でありますので、ただ、事前に上の者とも話をして、前日に話をして給料を戻すとか、そういう状況ってどうなんだろうって話をした中で、今、役場内で人事評価だとか、そういうのをやっていますので、その中で対象になる職員が優秀なという場合は、なかなか難しいかもしれないけれども、その給料を戻すなり何なりということも将来的には可能なのではないかという話も、総務のほうから伺っていますので、今後はそういう対応も可能なのか、すぐとはなかなか言えない部分もあるかもしれませんが、という話はちょっとさせてもらいました。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 今回の事例がそうだとということなんですね、そしたらね。だとするならば、町の職員が戒告受けて給料下がるなら、プライベートのことなら黙っていよう、ただ消防職員はそういうわけにはいかないから消防職員は正直に言う。そういう差が出る。これ同じ職員であっても格差だと思います。そこは是非なんとかして埋めるような努力をしていただきたいのと、消防は消防の立場でしっかりと申し上げていただきたいというのは我々も理解したので、今回のことというのは。当然、罰ですから一定のそういうものは必要だと思いますが、それを一生かけてなんか背負っていかないとないのは、あまりにも理不尽だという思いはあるので、何とか埋める努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○消防長（堤口 信君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） ほかにございませんか。

なければ今日はありがとうございました。

【消防本部職員退室】

【産業課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは二番目、檜山沖洋上風力発電事業の経過報告について産業課からご説明をお願いします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは私のほうから一点ご報告させていただきます。檜山沖風力発電事業の経過報告ということでございまして、昨年5月15日の第7回総務経済常任委員会のほうでも経過についてはご報告させていただきました。その際にはこれまで檜山沖の洋上風力発電事業については、一定の準備段階にある区域ということで位置付けされていたものが、有効な区域、促進区域の視点に向けて有望な区域に格上げされということでご報告させていただきます。今後この有望区域に指定になった際には、法定協議会が設置されるというところまでご報告させていただいたところでございます。

既に昨年の12月に第1回の法定協議会が江差町で開催されたわけですが、本来であれば、それ以前に皆さんにご報告すべきだったと思いますが、いかんせん道のほうから第1回分の法定協議会の開催にあたって情報統制とかいろいろありまして、こちらのほうはマスコミへの発表なども直近までなかったということで、なかなか皆様にご報告する機会がなかったということで本日になったことをご了承いただきたいと思っております。

それでは資料に基づきましてご報告させていただきます。海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法に基づいて促進区域の指定については、経済産業大臣及び国土交通大臣が、対象となる区域が再エネ海域利用法第8条で定められた基準に適合する場合には、促進区域として指定することができます。

また海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、このガイドラインを踏まえまして、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報、様々な情報収集したうえで早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を有望な区域と位置付けています。

さらに都道府県が再エネ海域利用法に基づく協議会の設置を希望し、利害関係者と調整に着手しているなど、将来的に有望な区域となり得ることが期待される区域を一定の準備段階に進んでいる区域と位置付けております。これらの条件については資料にございますとおり、昨年10月3日時点での指定状況によりますが、促進区域は全国で10か所、有望な区域は9か所、既に一定の準備段階に進んでいる区域は8か所ございまして、その中で北海道は5か所の区域が有望な区域に指定されてございます。

そういったことで、既に松前沖の法定協議会、また檜山沖の法定協議会が開催されたところでございますが、この再エネ海域利用法、第9条第1項の規定に基づく協議会については、この檜山沖の場合とは申しますか、檜山沖の区域について海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の、いわゆる促進区域に向けて指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関して必要な競技、情報共有を行うことを目的に、北海道檜山沖における協議会ということで設置されたところでございます。

協議事項については資料にありますとおり4点の事項について協議することとしておりまして、この協議会の構成員は経済産業大臣、国土交通大臣、北海道知事、農林水産大臣、上ノ国町長、江差町長、せたな町長、そして八雲町長、この沿岸の町長、それと北海道漁業環境対策本部、ひやま漁業協同組合、ハートランドフェリー、東日本電信電話株式会社、などの利害関係者、それと足利大学の名誉教授、北海道科学大学の名誉教授、東京大学の特任准教授、東邦大学の准教授さんといった学識経験者も加えられまして構成されているところでございます。この協議会の事務局は経産省の資源エネルギー庁資源エネルギー課、国交省港湾局海洋環境課、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課が事務局となっているところでございます。

ちなみに、こちら檜山の促進区域の指定にあたって、議論の柱となっておりますが、区域の指定については、乙部町と奥尻町を除く檜山の沿岸の区域となっていることから、この構成員には乙部町と奥尻町は入っていないということになります。そういったことで昨年12月18日に江差町で第1回協議会が開催されて、その中では協議会の運営について、またこの再エネ海域利用法の制度等の説明、またそれぞれ地域利害関係者や、それぞれ関係の方々から意見交換会等を行って、この協議会にはオブザーバー参加ということで環境省、防衛相、気象庁、厚沢部町長、今金町長、奥尻町長、乙部町長、函館水産試験場、さけます内水面水産試験場、海洋生物環境研究所、日本海さけます増殖事業協会の方々オブザーバーとして参加されて開催されたところでございます。

このあとの協議会の開催日程については、具体的にはまだこちらのほうには示されていませんが、他の地区の状況を見たら年4回ないし5回程度開催されている状況です。また引き続きこの協議会の中でもいろいろ動きがあった際には、こちらの席でご報告させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○副委員長（牧野 仁君） ただいまご説明がありました風力発電所の経過報告について説明がありましたが、これについて皆さんからご質問等はございませんでしょうか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） わからないのでちょっと教えてもらいたいたいんだけど、檜山沖のどこにできたら具体的に八雲にメリットがあるの。そういう考え方はおかしいのかな。どこにできてもあまり自治体的には直接的なメリットはないのかなと思って。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 自治体のメリット、要は実入りがあるのかということかと思いますが、たとえば熊石沖に、たとえば風力の発電設備が設置された際には固定資産税の収入が入ります。

○委員（三澤公雄君） すみません、沖というのはどういう範囲まで沖というんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 今回の檜山沖の洋上風力の発電の区域ですが、檜山沿岸の沖合3kmまでの区域で設置される風力ということで検討されておりまして、今現在の設備の技術的な面もあるんでしょうけれども、着床式ということで各業者さんは検討されているようでして、そうしますと水深が50m以内の範囲ということになるかと思えます。

そこまでの区域で今、話は進んでいるところでございまして、それより沖合となると、今後、浮体式ということにもなるんでしょうけれども、現在、檜山沖の中で利害関係者との調整も含めて、そういった協議が進んでいるのは沖合3kmまでの区域ということでご理解いただきたいと思えます。

あとすみません、あわせてメリットということですが、各地域で全国的に、秋田沖なんかでも洋上風力事業は進められています。洋上風力事業で発電して得られた利益のうち、その数パーセントは地域振興のために基金を増設することになっておりまして、それらが地域振興のために活用されるということで、その使い道については今後こういった法定協議会なりで協議が進められていくものと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん、お願いします。

○議長（千葉 隆君） 第1回の協議会が行われましたって報告なんですけれども、この1枚2枚以外に添付されている資料とかあって、何が必要なのか、何が必要じゃないのかわからないんですが、いろんなことが添付されてる資料とかはないですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 第1回の法定協議会のときに提出された資料は、それはもちろんございます。今までも総務経済常任委員会のほうで、今のこの檜山沖での洋上風力の話があった際には、そういった再エネ海域利用法の制度の資料とか、そういったものをこれまで

継続して提出してきたところでもありますので、今回ちょっと添付はしなかったんですが、必要であればその辺ご提出することはできます。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん、お願いします。

○議長（千葉 隆君） ある程度、添付されている資料は開示したほうがいいんじゃないですか。開示できないものはあるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） その辺は事務局のほうに確認しますが、多分、開示できるものだと思います。一応、法定協議会は公開で行われまして、当日 YouTube でも配信されておりましたので、一応確認しまして、了解が取れたものはこちらのほうに提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん、お願いします。

○議長（千葉 隆君） 町長が風力発電のところに将来サーモンの養殖場をやるって話をしていたんですが、そういう内容も、もう提示されてるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 資料のほうにはそういったものは提示されておきませんが、今回、第1回目の中で意見交換として各町のほうから、たとえば地域で抱えている課題や、あるいはこの洋上風力発電事業に寄せる期待や、そういったものの発言がそれぞれございまして、そういった中でうちの町長もやはり風力発電事業にかかって、今の水産振興、漁業振興というところをメインにしながら、可能であれば今の風力発電設備の基盤を利用した、たとえば今現在取り組んでいるサーモン養殖事業や、そういったものの規模拡大に向けた取り組みないしは検討を進めて行きたいと、この八雲町としての発言をしたところがございます。ただ資料に載っているものはございませんが、それぞれ各町の思いは、それぞれの町長から発言されていて、うちの町長からはそういった発言をしたところです。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） あともう一点、このオブザーバーで乙部町とありますが、各町の思いというのが、そういった部分で発言する機会があったという中で、構成員の部分については当然そういった地域振興の部分で発言する機会が与えられると思いますが、オブザーバー参加の人達も同じような取り扱いはされたんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） その辺については第1回の際に意見がございまして、要は構成員とオブザーバーの関係についてどうなのかということで、これについては、この協議会の運営規定の中にたとえば盛り込むのか、そういったことの必要性についても意見があつてこれは次回までに整理して事務局のほうから示される内容となっております。

それで基本、構成員とオブザーバーなのでちょっと違うと思いますが、今、先般の協議会の中で出された意見では、もちろん構成員としてなっている各町の利害関係者の意見はもっとも尊重されるべきだと思いますが、それとオブザーバーの意見はどうか、参考にするのかどうかも含めて、第2回までに整理するという流れになってございます。

ちなみに第1回目の法定協議会の中では各オブザーバーの方々にも、座長から意見があったらということで発言の機会は与えられておりました。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） なぜそういうことを言うかといったら、ひやま漁業協同組合は各町村の組合が加盟して、それで当然、乙部町の漁業者も組合に加入してるから、町の方針と組合の方針が、産業団体とはいえ、いろいろあるので、なかなかその辺がマッチしない部分もあると聞いたんですけれども、なかなか足並み揃わないところに違和感を感じる部分もあるので、そういった部分を今後、ルールの中で解消していくのかなって印象はあるんですが、当初の想定では檜山沖に適位のところに配置、位置的な部分はあると思うけれども、除外されてるわけではないから、乙部町は適地じゃないみたいに、最初からね。だからその中で参加の表明がされてないということが、逆にいえば指定の部分については影響ないんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） その辺の経過については、長くなるのかもしれませんが、この檜山沖の洋上風力発電事業の話題が盛り上がってきた際に、檜山沿岸の、乙部町も含む檜山沿岸の各町、八雲町も含まれますが、あと厚沢部、今金町で情報共有するための協議会というのを実は設置してございます。その中で洋上風力の動き、実際に檜山沖で各発電事業者さんがいろいろこんなこと計画してるとかそういった情報共有を進めてきました。そういった中でひやま漁協さん、利害関係者の一番の組織のひやま漁協さんもこの洋上風力発電事業による地域の振興ですとか、あるいは漁業の振興も含めて洋上風力発電事業を推進していったらいいんじゃないかということで、実は協議会に向けて、この協議会を事業を推進する体制を進めていただきたって要請活動がございました。

その際に、協議会も情報共有のみならず、今後こういった洋上風力発電事業を推進していく協議会という位置付けに規約等も変更しました。そのときに乙部町さんは洋上風力発電事業へ、どちらかという後ろ向きだったために、協議会から脱退しました。そういった中で、現在まで、この協議会は進んできております。これらが柱となって道と国のほうに促進区域の指定に向けた情報等が流れていきまして、現在、乙部町を除く檜山沿岸の区域の中で洋上風力発電事業を推進しようということで、この法定協議会が立ち上がったということなので、乙部町の沖合は今抜けてるんですね。

今後この法定協議会がどのように進むのかは我々も想像はつかないんですが、法定協議会の中では促進区域の区域自体をどのようにしようかというのを話題にはなっていくと思うので、全くもって可能性がないとは言いきれませんが、あらためて、そこを乙部沖まで促進区域の中に指定になるかどうかは私のほうでは何とも判断つかないかなと思っています。

ころでございます。あまり説明にはなっていないかもしれませんが、今までの経過からしますと、そういったことで乙部の沖が抜けてるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） やっぱり風力発電で一番利害関係があるのは漁業者なので、ひやま漁協の力関係というわけではないけれども、収穫は乙部だと思うんですね。漁組の。水揚げとか見てね。その中でひやま漁協は入ってるけども、水揚げが一番多くて中核だと。そこは構成員に入っていて、町の部分で。だけどもほかのところは行きますというか、漁組としての立ち位置は微妙。逆にいえば微妙になってしまうのかなっていう感じが受けるので、その辺がほかの地域にも影響していく懸念というのはないんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○副委員長（牧野 仁君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） ひやま漁協としては洋上風力発電事業を推進したいということで、理事会決議もしていますが、そういった中で乙部町、町としてはこの風力発電事業にはどちらかと言ったら後ろ向きだったということで、確かに外のことはあるでしょうが、私の目から見たらぎくしゃくしてるところはあるのかなと思ってございます。しかしながら、そのことが各地域に影響があるのかといいますと、そういったわけでもなくて、その今、ほかの上ノ国町、江差町、せたな町を見ると、その辺はうまく事業のほうは推進して行かれていますのかなと感じていますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（牧野 仁君） あとほかにございませんか。

なければこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

【産業課職員退室】

【財務課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは森林環境税について財務課よりご説明をお願いします。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○副委員長（牧野 仁君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） それでは財務課のほうからですね、森林環境税についてご報告をさせていただきます。

この森林環境税については、これまで東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急防災事業の推進を図る目的に、平成26年度から個人住民税の均等割に千円分が加算され、徴収されてきました。この制度が令和5年度で終了し、新たに令和6年度から国税として森林環境税が同額の千円分課税されることとなりましたので、その詳細について担当係長から報告させていただきます。

○住民税係長（竹田 光君） まず資料に訂正がありましたので、右上の訂正後と記載されている資料と差替えをお願いします。

それでは、資料に沿って説明いたします。

1の森林環境税の趣旨ですが、温室効果ガス排出削減、災害防止等のため森林整備等に必要財源を確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立、森林環境税が創設されました。

次に2の森林環境税の仕組みですが、来年度の令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用い、国税として納税義務者1人年額千円を市町村が賦課徴収し、都道府県を介して国に納められ、その全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。現在は東日本大震災を踏まえ、下の図の左側のように防災費用を確保するため町民税・道民税、両税に500円を増額し、町民税3,500円、道民税1,500円の合計5千円となっています。

この500円増額は平成26年度から令和5年度の10年間で終了となり、本年度で町道民税併せた1千円が減額となるところですが、下の図の右側のように令和6年度からは森林環境税の1千円が賦課されることから、均等割額は5千円と総額の変更はありません。

最後に3の非課税基準についてですが、町道民税の非課税基準は八雲町税条例、森林環境税の非課税基準は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律と異なっているため、扶養親族を有するとき、町道民税は非課税、森林環境税は課税となることがあります。

下の比較表二段目の扶養親族を有するときの欄で、森林環境税は、合計所得金額が28万×(1+扶養親族)+10万円+16.8万円となっておりますが、町道民税の場合は合計所得金額がというところの最後の森林環境税では+16.8万円だったところが、町条例では+17万円となっております。2千円の差があることにより、先ほど申した町道民税非課税、森林環境税は課税となるという場合が発生します。

最後に給付助成金等の条件となる住民税非課税についてですが、森林環境税の課税の有無は関係なく、町道民税が非課税であれば住民税非課税ということになります。

以上で私のほうからの説明を終わります。

○副委員長(牧野 仁君) ただいま森林環境税のご説明が終わりましたが、これについて皆さんから質問等はございませんか。

○委員(三澤公雄君) ちょっとじゃあ。

○副委員長(牧野 仁君) 三澤君。

○委員(三澤公雄君) 算定基準が変わって地方に有利になるような話も話し合われたって聞いてるんだけど、結果的にどういうふうになってるのか。

○財務課長(川崎芳則君) 委員長、財務課長。

○副委員長(牧野 仁君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 以前はというか、各市町村に配分される金額の基準というのが私有林の人口面積が一つ。二つ目に林業就業者数、そしてそれぞれの市町村の人口、それを案分して各市町村に交付されるというものでしたが、人口の部分が、地方より都市のほうが森林が少ないのに人口によって配分が多くなるという部分から、その人口の部分地方に有利になるように配分が変わったということで、今回、6年度の関係で申し上げますと、当初は6千万くらいだったのが6千600万くらいまで増えるということで試算も出しています。

○委員(倉地清子君) はい。

○副委員長(牧野 仁君) 倉地さん。

○委員（倉地清子君） すみません、ちょっと教えて欲しいというか、変な質問になるかもしれませんが、この森林環境税が課税となることがあるという表現って、具体的に合計所得金額が28万円となっているから、だいたいどれくらいになるか、対象人数というか、そういうのって何となくわかるんですか。はっきりと明記されてないから。

○住民税係長（竹田 光君） 納税者に対してどれくらい非課税の人がいるかということですか。まだ試算はできないけど実際のところ人数はまだ把握していません。

○副委員長（牧野 仁君） あとよろしいですか。

なければこれで終わりたいと思います。ご苦労様です。

【地域振興課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） 4番目の熊石総合支所の税務業務の本庁集約について、地域振興課からご説明お願いいたします。

○地域振興課長（野口義人君） ちょっと順番変更しまして、レジュメ3番目の熊石総合支所の税務業務の本庁集約について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） 委員長、地域振興課長補佐。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） それでは熊石総合支所の税務業務の本庁集約について説明させていただきます。

平成17年の合併以降、本庁と熊石総合支所にそれぞれ税務職員を配置し、本庁地区と熊石地区のそれぞれで税務業務を行ってきたところでありますが、昨今の急激な人口の減少及び高齢化の進行を鑑み、より効率的な行政運営と町民サービスの維持を図るため、熊石総合支所における税務業務について、令和6年度から本庁へ集約を行うものでございます。

現在の熊石総合支所の税務担当の人員配置につきましては、会計係長と住民サービス課住民福祉係主査を兼務する税務係長が1名、会計係と税務係を兼務した者が1名、住民サービス課の戸籍年金係長が税務係を兼務し、計3名が配置されております。

実際の税務業務といたしましては、賦課・徴収業務のほとんどは本庁で行っており、熊石総合支所では、証明書の発行など窓口的な業務のほか、納付相談や滞納整理、確定申告等の業務を行っているところですが、人口減少、高齢化により税務事務の業務量も減少している状況にあります。

また、国、地方においても、デジタル化が急速に進められており、窓口に行かなくてもスマホや自宅のパソコンで電子申請、電子納付できる環境の整備が進められているほか、マイナンバーの普及により、公的手続きへの証明書の添付が不要になることや、郵便局への窓口行政事務委託の実施により、役場に来なくても証明書が取れる、支払えるといったデジタル化の取り組みが、進められているところでございます。

こうしたことから、現在、熊石総合支所で行われている税務業務を、令和6年度から、本庁に一括集約するとともに、熊石総合支所の組織体制として、地域振興課の税務係を廃止し、業務量に見合った職員の配置と事務の効率化を図ろうとするものであります。

なお、令和6年度以降の熊石総合支所での税務業務については、諸証明の発行、各種申請書の受付などの窓口対応は引き続き地域振興課で対応し、各種、税の問い合わせや、納税相談については、電話やオンライン会議システムで本庁の職員が対応します。また、確定申告については、年金受給者の申告不要制度が普及し、申告者が減少していることやイータックスによる電子申告の普及もあることから、来年度以降の確定申告については、日数、会場を整理し、本庁から人員を派遣して対応する方向で、検討していきたいと考えております。

税務事務の本庁集約にあたっては、熊石総合支所だよりなどで周知・広報をしつつ、地域住民の利便性を確保し、住民サービスが低下することがないように十分配慮し進めたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（牧野 仁君） ただいま税務業務の本庁集約について説明されました。これについてみなさんから質問等ございませんでしょうか。ありませんね。

ではこれで終わります。ご苦労様です。

【財務課職員退室】

○副委員長（牧野 仁君） 続きまして5番、熊石地域公共用地先行取得事業について、地域振興課からご説明をお願いします。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） 委員長、地域振興課長補佐。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） それでは熊石地域の公共用地先行取得事業について説明させていただきます。1ページをお開き願ひます。

取得の経緯でございますが、当該地は熊石地域のレクリエーションエリアの中心部、青少年旅行村管理棟と町道を挟んだ向かい側に位置しておりまして、隣接地に1軒民家がございますが、周囲は町有地に囲まれ、合併前にも用地活用に向け取得の交渉をしておりましたが、所有者が居住していたこともあり、断られておりました。

しかし、昨年度からキャンプ場のオートサイトなどについて活用するため、改めて交渉し売買について合意を得たところです。

取得の概要につきまして、1ページ下段表のとおり土地2筆で4,568.14㎡、敷地内に住宅2棟が建設されております。購入費については、土地は近隣の売買実例を元に購入する予定で、建物については、利用可能な物件ではございますが、建設年度から無償で譲渡される予定です。

2ページをお願いします。購入予定地の俯瞰図です。熊石国保病院建設予定地とキャンプ場管理棟の間の用地で、購入予定地の海側、地図の下側の用地も町有地ですので、こちらの用地とも一連で活用できるようになります。以上で説明とさせていただきます。

○副委員長（牧野 仁君） 今ご説明ありました公共用地の先行取得事業について説明をもらいましたが、これについてご質問等ございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 多分、今の説明で土地の購入費について説明されたことは、後からじゃないとわからないんですか。費用がわからないか教えてほしかったんですけども。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今現在、相手方と一応、交渉している金額については地籍と現況地目から単価請求しまして、600万から700万くらいの間で相手方とは交渉しているという状況でございます。実際、予算の積算としては900万になりますが、実際に予算は予算として実際の相手方との交渉の中では現況地目から、一応600万から700万の間で交渉は進めております。

○副委員長（牧野 仁君） あとよろしいですか。

この件についてはこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

続きまして6番目、熊石地域デジタルリテラシー向上事業について、地域振興課からご説明をお願いします。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） 委員長、地域振興課長補佐。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） それでは熊石地域デジタルリテラシー向上事業について説明させていただきます。資料2の1ページをお開き願います。

熊石地域では、令和4年度の泊川集学校開校を機に、毎週水曜日に熊石総合支所で、泊川集学校スタッフによる無料IT相談を実施しているほか、集学校においても随時無料でパソコンやスマートフォンの操作方法などについて相談を受け付けており、町内会や団体向けにも講座や研修会を実施しております。また、令和5年7月には開校1周年を機に町民のIT技術の向上に関する事などについて包括連携協定を締結したところでございます。

なお、これまでこういった事業を、集学校の好意で無償にて実施しておりましたが、翌年度は国が実施している、国民のデジタルリテラシー向上事業補助金を活用しまして、これまで以上に内容を充実させて、講座等に関する費用を支払いしたうえで実施しようとするものです。

事業内容について、1、常設型スマホ相談窓口事業は、これまで毎週水曜日に実施していたITに関するよろず相談のほか、今後、想定されるマイナポイント事業の手続きの補助などを行う予定です。

2、スマホ講座では、初期設定やアプリのインストールのほか、八雲町LINEの登録や閲覧方法など、初心者を対象とした講座の開催を考えております。

3、ITリテラシー講座では、インターネットでトラブルとなっている詐欺や誹謗中傷など、ある程度操作ができる方向けの講座を仮設する予定です。

最後にこの事業に関する補助率ですが、文部科学省の国民デジタルリテラシー向上事業を活用することで、全額補助金で実施する計画です。以上でございます。

○副委員長（牧野 仁君） ただいまご説明のありました、熊石地域のデジタルリテラシー向上事業について、これについて皆さんからご質問等ございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） この事業については、すごく画期的でいいなと思っていて、熊石の地域ですが、たとえば八雲地域や落部地域の人、いろんな人が参加できる感じなんですか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） とりあえず今募集の、一応、案内としては熊石総合支所だよりや、熊石の中の防災無線で案内しますので、八雲からも来れないことはないんですが、誰か希望するような町民はいますでしょうか。一応、今は熊石地域の住民を相手にとということで考えております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） これはリングローさんがやるの。それはこれからどういうふうに決まるの。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 現状では、リングローさん、集学校さんに随意契約できるかたちで落ち着けるように事務手続きを進めているところでございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 先ほど倉地さんも言っていましたが、熊石地域限定ではなく、八雲町内という取り組みはできないものですか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 昨年度ですね、教育委員会の関係の事業として社会教育課のほうで一応この補助金を使って事業の立案をしていましたが、八雲地域の場合は、たとえばドコモさんやソフトバンクさんがあるということで、補助制度はなじまない話で途中で断念したという経過がございました。熊石であれば旧熊石町の枠で、地域ということで補助申請できるということで、今現在、作業は進めているので、できれば補助対象のエリアとしては熊石地域になってしまうのかなという取り扱いになります。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） その毎週水曜日やっている相談窓口とか、結構参加率はいらっやいますか。熊石地域の中で。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） その日の状況にもよりますが、1名ないし2名来ているのかなと思っております。ただ、今、集学校のスタッフも今、人員、非常に少ない状況なので、今まで毎週水曜日ということで来年度の補助事業で、そのとおりにやってもらうことにはなりますが、やっぱりスタッフの確保も必要だと思っていますので、このあいだ、二十歳の集

いで碓社長もお見えになってくださったので、その際にもスタッフの増員については改めてお願いしているところです。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 佐藤さん、どうぞ。

○委員外議員（佐藤智子君） これは補助率 10 分の 10 って、一年分の予算になると思いますが、だいたいいくらくらいを想定していますか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○副委員長（牧野 仁君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 来年度、6 年度の当初予算で、230 万円くらいで積算した中で予算措置しようと思っております。一括、委託料というかたちで落ち着けるのか、講師謝礼というかたちで予算、区分するのか、その辺、財務課と擦り合わせしながら落ち着けたいと思っております。

○副委員長（牧野 仁君） ほかにございませんか。

なければこれで終わりたいと思います。ご苦勞様でした。

若干休憩したいと思いますので、10 分スタートでお願いします。

【地域振興課職員退室】

休憩

再開

【農林課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは始めたいと思います。

7 番目の農業研修者支援住宅の用途廃止について、農林課から説明をお願いします。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） それでは、農業研修者支援事業の用途廃止について説明いたします。

農業研修者支援住宅については、町内元町に 3 棟 6 戸、野田生に 4 棟 4 戸を設置していますが、いずれも建築から 50 年以上が経過し、老朽化の進行などが見られることから、令和 5 年度末をもって農業研修者支援住宅としての用途を廃止とするものでございます。

詳細については、農業振興係長より説明いたします。

○農業振興係長（高嶋一登君） 副委員長、農業振興係長。

○副委員長（牧野 仁君） 農業振興係長。

○農業振興係長（高嶋一登君） まずはじめに、農業研修者支援住宅につきましては、八雲町における農業の担い手確保を図るため、町外から新規就農を目指す研修者を支援する目的で、平成 16 年度に条例を制定し、住宅の設置、運営を行ってきたものであります。

建物につきましては、教育委員会が教職員住宅として整備したものを用途変更及び管理所管換えを行い活用してきたのが、これまでの経過となります。

それでは、このたび農業研修者住宅を廃止しようとする理由について申し上げます。これまで建物の劣化状況を踏まえ、入居者の生活に支障が生じないように修繕や改修を実施してきましたが、建物建築後 50 年以上が経過し、老朽化の進行や設備の陳腐化、破損等による安全性の低下により、維持管理費が増大している状況にあります。建物の老朽化等の状況を踏まえ、今後も修繕や改修を行いながら維持管理していくことはコスト面等を勘案すると困難であると判断をいたしまして、令和 5 年度末をもって用途を廃止しようとするものがあります。

なお、新規就農を目指す農業研修者に対する住宅に係る支援につきましては、現在、実施しております。研修者が民間賃貸住宅に入居した際の家賃の一部を助成する家賃助成事業を引き続き行うことで、研修者の需要に対応し、支援していきたいと考えております。

このたび廃止しようとする住宅は、下段記載の位置図と併せてご覧ください。

元町地区の住宅につきましては、3 棟 6 戸、建設年度は昭和 46、47 年度で建築後 52 年、53 年が経過するものであります。構造はいずれもブロック造です。現在、入居者が 3 名おりますが、令和 5 年度末までに全員が退去する予定となっております。

野田生地区の住宅につきましては、4 棟 4 戸、建設年度は昭和 43、45、48 年度で建築後 51 年 54 年 56 年が経過するものであります。構造はいずれもブロック造であります。現在、入居者はおりません。

なお、本件につきましては、令和 6 年第 1 回定例会において条例の廃止議案を上程させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが報告事項 (1) 農業研修者支援住宅の用途廃止についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副委員長（牧野 仁君） ただいまご説明がありました、農業研修者支援住宅の用途廃止について、これについて皆さんから質問等はございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 今現在、元町には入所者 3 名が退去となっているということで、その方が民間の住宅、別なかたちの上限を決めて支援するということですが、このときの負担と変わらない感じになるんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 今、元町の住宅に入居されている 3 名の方については、農業研修者という位置付けではなくて、2 名については、もう既に八雲町に新規就農した方で、もう 1 名が牧場での研修を。町の研修生ではなくて別の牧場での研修生で 3 名入居している状況で、この入居については、本来であれば農業者、研修者の支援住宅という位置付けですが、そういった研修者が不在の場合には、町の振興に資すると町長が認める場合については研修者以外の者を入居させることができるということで、●●状況であります。

先ほど説明した研修者の家賃助成については、町の農業担い手育成センターが認定した、新規就農を目指した研修者を対象としているものでありますので、この3人の方々については家賃、研修者の家賃助成の対象にはならない状況で、3名の方々については令和4年5年の間で町の方針の説明をして、今年度末で退去いただくということをご理解をいただいております。退去後については民間の賃貸住宅のほうに転居すると聞いております。

○委員（倉地清子君） もう一つ。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） その研修者って対象になる方は、今現在っていらっしゃるんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 現在、令和5年度については2名の方が研修者の位置付けで町内におりまして、その方については民間の賃貸住宅ですので、家賃助成のほうで対応しているという状況でございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さんどうぞ。

○委員（三澤公雄君） 今の話で言ったらさ、3名の農業研修者ではないけれども、支援をされている方の支援がなくなるということだよな。今の倉地さんの質問に対する答弁からいくと。特別な理由で支援していたということだけでも、支援がなくなるということについては理解したということなの。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 2名の方については既に新規就農されている方で、もう一人は新規就農したあとも引き続き住宅にお住まいになったということと、もう1名については新規に就農して新たに住宅に住み始めたという状況で、支援の部分に関しては、住宅の支援自体は新規就農者に対する支援はないんですが、研修者は家賃助成があって、新規就農に対する家賃助成は、家賃や住宅に対する助成はないんですが、ほかの部分で、たとえば新規就農貸付金や国の政策金融公庫の青年等就農資金だとか、そういった新規就農に対する町や国の支援があるので、そちらのほうの資金を活用した対応というふうに考えております。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 佐藤さんどうぞ。

○委員外議員（佐藤智子君） これは条例が可決されたとして、解体の予算等は6年度予算で出る予定ですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 3月で条例廃止の議決をいただいたらですね、令和6年度については、老朽化が進んでいるということと耐用年数の経過があって、ほかの用途には使えないということで解体する計画でいて、令和6年度についてはアスベスト調査を実施して、その後、順次解体していく予定です。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

- 副委員長（牧野 仁君） 佐藤さんどうぞ。
- 委員外議員（佐藤智子君） 今後はこのような新規就農者というか研修者対象の、こういう家屋は建てたりなんだから予定やどこか空いているところを想定するということは今後はなくて、地域のアパートなりどこかに入ってもらおうというかたちを考えてるということでしょうか。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。
- 副委員長（牧野 仁君） 農林課長。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 佐藤議員のおっしゃるとおり新たに研修者住宅って建設ではなくて、民間住宅を活用していただいて、入居した方については家賃を助成するというかたちの支援になります。
- 委員（横田喜世志君） はい。
- 副委員長（牧野 仁君） 横田さん。
- 委員（横田喜世志君） 主に元町と野田生ですが、用途廃止して取り壊す予定ということですが、ここの場所に、たとえば何か目的があって取り壊し予定なんですか。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。
- 副委員長（牧野 仁君） 農林課長。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 取り壊したあとの土地利用については、今のところまだ具体的な計画はないということです。
- 副委員長（牧野 仁君） あとほかにございませんか。
- これの件はこれで終わりたいと思います。
- 続きまして、8番、育成牧場使用料の改定について農林課から説明をお願いします。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。
- 副委員長（牧野 仁君） 農林課長。
- 農林課長（石坂浩太郎君） 次に育成牧場使用料の改定についてご説明いたします。
- 八雲町育成牧場については昭和42年から町営牧場として設置運営しており、令和3年度から令和7年度までの5年間については株式会社青年舎を指定管理者として管理運営を行っています。
- このたび預託を受けている牛の状況や運営状況等を踏まえ、育成牧場使用料を改定しようとするものであり、改定の詳細については農業振興係長よりご説明申し上げます。
- 農業振興係長（高嶋一登君） 副委員長、農業振興係長。
- 副委員長（牧野 仁君） 農業振興係長。
- 農業振興係長（高嶋一登君） はじめに、このたび使用料を改定しようとする理由について申し上げます。
- 八雲町育成牧場は、令和3年度から令和7年度までの5年間、株式会社青年舎を指定管理者として指定し、管理・運営が行われております。
- 牧場の運営財源は、牧場使用料を主としており、その他、補助金や牧草の販売収入等により運営されている状況であります。育成牧場へ預託される近年の牛の状況は24か月齢以上の肉用牛が増加傾向にあり、このことに伴い、放牧草の1頭あたり採食量も増加しているところですので。こうした状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図るとともに持続可能な牧場運営

となるよう、1日1頭当たりにかかる経費等を基に、使用料の改定を行おうとするものであります。

次に、改定の内容につきましては、牧場運営に必要な経費及び今後の預託牛頭数の状況を鑑み、牧場運営が使用料収入で概ね賄えることを想定し、現在2つに区分されている使用料区分を3つに区分しようとするものであります。

15ヶ月齢未満の預託牛は1日につき240円、15ヶ月齢以上24ヶ月齢未満は、280円と現行使用料から改定はしないこととし、24ヶ月齢以上の区分を新たに設け、1日につき330円としたいと考えております。

このことにより、指定管理者がより効率的で安定的なサービス提供が可能となることとともに、経営の健全化により持続的な牧場運営が図られるものと考えております。

なお、本件につきましては、令和6年第1回定例会において条例改正議案を上程させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、報告事項(2)育成牧場使用料の改定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長(牧野 仁君) ただいまご説明がありました、育成牧場使用料の改定について、これについて皆さんから質問等ございませんか。

○委員(倉地清子君) はい。

○副委員長(牧野 仁君) 倉地さん。

○委員(倉地清子君) この月齢によって普段、採食量が違いがあるんでしょうけど、だいたいどれくらいの差があるんですか。

○農業振興係長(高嶋一登君) 副委員長、農業振興係長。

○副委員長(牧野 仁君) 農業振興係長。

○農業振興係長(高嶋一登君) 推定値ではありますが、文献から拾うと、概ねになるんですが、だいたい肉牛の摂取量なんですが、1日につきだいたい48.9kgくらい牧草を食べることになっております。一方で乳牛については、概ね32kg採食するというような状況になっております。

○委員(横田喜世志君) はい。

○副委員長(牧野 仁君) 横田さん。

○委員(横田喜世志君) 今の月例別乳牛、肉用牛の数を教えてください。

○農業振興係長(高嶋一登君) 副委員長、農業振興係長。

○副委員長(牧野 仁君) 農業振興係長。

○農業振興係長(高嶋一登君) 令和5年度の実績ですが、全体で235頭入牧しております。そのうち肉用牛については145頭入牧しております。また24ヶ月齢以上の牛については、約85頭入牧しております。

○委員(横田喜世志君) はい。

○副委員長(牧野 仁君) 横田さん。

○委員(横田喜世志君) 先ほども説明があったように、文献上なんだろうけれども、乳用牛と肉用牛の採食量の違いがあって、乳用牛は農家さんからの預託ということで期間が決まってるんだろうけれども、肉用牛も期間決めてやってるの。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 乳用牛、肉用牛の期間は同様ということで、肉用牛については、大きくは学校法人が多いんですが、一般の農家の方も2名、令和5年度でいくと2名の方が肉用牛で預かっているということで、乳用牛、肉用牛の預託期間については同様ということです。

○委員（横田喜世志君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 採食量が違うということをさっき言ってたんだよね。乳用牛と肉用牛で、たとえば最初から、たとえば280円って、これ多分始めたときからの値段設定で乳用牛メインだったと思うんです。その考え方で単価をはじき出してやってたと思うんですが、近年ここ5年くらいかな、肉用牛もという話になってきて、肉用牛も同じような買い方をしていると思うんだけど、それでも採食量を考えたら1.5倍とかって考えると、この値段に対して24ヶ月齢だけ新設するより、乳・肉を別体系にしたほうがいいんじゃないの。そういう考えにはならなかったんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） まず現在の料金につきましては、平成17年の合併から、合併前は調べきれなかったんですが、合併から令和元年度までについては、現在15ヶ月未満については240円ですが、令和元年度までは220円で設定していました。15ヶ月齢以上については元年度までは、現在は280円ですが、元年度は260円で設定していて、令和2年度より現在の料金体系、240円と280円ということで設定してございます。

これについて令和元年度に、全庁的に手数料、使用料の見直しが行われて、そのときにあわせて改正してございます。今回の料金設定については肉用牛の預託が増えているということで、この330円の設定についても維持管理費や人件費等をもとにした、一頭当たりの使用料の原価基礎も参考にしながら設定をしてございます。

また、来年度、その令和元年度に一回、全庁的な使用料手数料の見直しをしましたが、5年毎に見直しをする計画になっていますので、来年度、全庁的な使用料手数料の見直しがありますので、それに合わせて今回の24ヶ月齢以上の新設した部分以外の15ヶ月齢未満や15ヶ月から24ヶ月未満の、この二つの区分についても、その際に見直しを検討をする予定でございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さんどうぞ。

○委員（三澤公雄君） たぶん今の説明からいうと過渡期の料金設定だと思うんだよね。いわゆる肉牛って北里八雲牛で幼少の頃から草一本で育つことに慣れている牛たちが入牧して入ってくるから、当然、目標とする一日増体量も違うし、食い込み方も違うと思うんです。

一方、ホルスタインのほうは、ほとんど舎飼いの牛たちが春に入ってから草を食べるということを覚えて食べていくので、採食量も違う。だから一番最初の答弁で本当なら月例ごとの採食量を質問には、多分そういう質問だったので答えられたらよかったけれども、乳用牛

と肉用牛という答え方をしたので、横田さんみたいな質問が出てきちゃったのかなと思うんです。ただ背景は全面的な改定を要するに牧草の再生産も考えてやったときに、今回、臨時的に330円っていう24ヶ月齢のを持ってきたけれども、慢性的に草をばんばん食べる牛をここ何年か入れてきたけれども、身体に応じて採食量が増えていた牛に対しての料金設定をしていなかったの、変な話マイナスの部分はあったと思うんですね、草の再資源を考えたときに。それで暫定的に330円をつくって、完全な見直しは5年度ごとの見直しの中でちゃんとやっていきますって答弁だったのかなと思って、ちょっと僕なりの解釈で、多分、横田さんも倉地さんも疑問が残ってるけれども、疑問を上手に説明できないのでモヤモヤが残ってるかなと思って口出ししました。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） ちょっと説明不足で申し訳ないですが、330円の今回の設定については、ある程度原価計算等をして設定していて、三澤委員からあったとおり、その他の項目も含めて来年度の全体的な見直しの中で、再度、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん、どうぞ。

○議長（千葉 隆君） 去年の実績でいえば、どれくらいの増収になるんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 副委員長、農林課長。

○副委員長（牧野 仁君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 同じ頭数でいくと約90万程度の増額となります。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） 90万、そんなに大したことないなって感じ。

でも、やっぱり三澤議員さんの言っている解釈をしたとしても、解釈したら逆にあれですよ、乳牛のほうが同じ料金を払っても損している印象を受けるんだよね。餌も食わない、同じ餌食わないのに、量も食わないのに同じ料金だって。だからあまり餌の部分出さないほうが、そもそも良かったのかなって気がする。やっぱり原価、経営上、やっぱり原価計算したときに牧場経営するので一頭当たりこれくらいいいなりますとか、人件費、草は逆にいえば自然に生えてくるから、そこは入れないみたいな感じ、肥料はかかるから、肥料とか草の管理の部分ではかかるから、量が多かったら多いほどあるかもしれないけれども、どっちにしても面積同じだから、同じなんだよね、そこはきっと。だからあまりそこは出さないほうが、最初から良いと思う。

○副委員長（牧野 仁君） ほかにございませんか。

ありませんね。この件については終わりたいと思います。ご苦労様でした。

【農林課職員退室】

【水産課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは、落部漁業協同組合事務所整備支援について水産課からご説明いただきますが、この件については前回の委員会でも出ましたが、疑問点が少しあったもので、今回、川向の会館の件と地域会館の中身書いていますが、これについて説明していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 課長。

○水産課長（田村春夫君） 落部漁業事務所整備支援について説明させていただきたいと思っております。

まず一つ目は、町の落部漁業事務所の整備の支援を決めた理由についてですが、落部地域は漁業を中心にまちづくりが、これまで行われてきております。その中心である漁業協同組合の事務所を新たに今回整備するにあたり漁業活動以外に落部地域住民の利用ができる集会施設としての利用や、また災害時の一時的な避難として利用が可能とすること、また地域の小中学校と連携し、ふるさと学習に取り組むなど、そのほか水産加工品や地元の農産物の直売もできる施設として整備する計画であります。

町としては今後、人口減少等も踏まえ、これまでと同様に公共施設を維持・管理することは難しいと考え、新しく整備される漁協事務所が地域住民の集う中核施設として利用できることも含めて支援を決めたものであります。

新しい落部漁協事務所は、漁業・産業の振興の重要な拠点というふうに考えております。実際、落部漁協は旧落部村時代から産業・文化の中心的な役割を担い、地域住民に親しまれてきた歴史があります。その一つとして一大行事である落部八幡神社祭に合わせた漁協が実施する海上渡御は古くから続く行事であり、地域の風習として重要な行事として位置付けられております。また、近年、コロナ禍により開催を見送っておりますが、豪海フェスタなど地域での大きな催事を主体的に行っております。

さらに漁協が取得している漁業権のうち、アサリ、ふのりについては、一般にも開放しており、町民が海に親しめる体制を構築しているところでございます。

また近時の漁業経営において、労働力確保のため地域内には 100 名程度の外国人材が在留しており、漁協は、外国人材の技能試験等、外国人コミュニティにも事務所を会場として提供するとともに、今後も外国人との積極的な交流を行っていくというところでございます。

次に災害時については、落部漁協は事務所を一時避難所としての利用を考えております。新しく建設する事務所は、津波災害区域の基準水位は 5 m から 6.5 m となっているため、町としては津波避難所としての指定はできませんが、漁協市場や漁港内で作業している漁業関係者や、場合によっては近隣住民が一時的に非難することは可能であります。

想定する津波の第 1 波の到達時間は約 68 分という防災計画なので、一時的にそこに避難していただき情報収集などを行い、状況を確認してさらに高台へ避難していただくこととなると考えております。

ただ気を付けていただきたいのは、落部地域では地震の避難所は町民センター 1 か所ございますが、大きな津波の発生時はト印水産地先、落部公園と旭丘高台の 3 か所を指定しておりますので、落部地域の皆さんはそちらへ避難していただくこととなります。

また新しく建設する落部漁協事務所は非常用発電機を整備することから、大規模停電時や大雨・大雪などのときにも避難することで利用は可能であります。

津波警戒区域の基準水位についてですが、津波浸水予想に定める水深に係る水位に、建物等への衝突による津波の水位上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位です。津波発生時における避難場所の高さの基準となる水位であります。

地面からの高さで表示しております。具体的にいうと、津波が建物にぶつかって跳ね上がった高さ、それが基準水位となります。

ちなみに新しい漁協事務所の位置は先ほど説明したように、基準水位はだいたい5mから6.5mですが、新しい漁協事務所の屋上の高さは11mありますので、万が一避難が遅れた場合は屋上への垂直避難も可能であります。安全を期し、早めに高台へ避難することが重要と考えています。

最後に新しい事務所の地域会館としての利用についてですが、新しい落部漁協の事務所については落部地域全体での利用を考えております。施設の統廃合については、川向地区の落部10区町内会の役員の方へ最終説明を行い、ご理解を得たところであります。今後は連合町内会への方へも説明し、理解をいただきながら新しい漁協事務所を落部地域のたくさんの方に利用していただきたいと考えています。

なお、落部漁協事務所の近くには川向会館のほかに落部レクリエーションセンターもありますが、レクリエーションセンターについては地域の子どもへの平日開放を行っており、令和4年度の開設日数でいうと235日、そのほか葬儀などでも利用されております。またそのほかバドミントンコートも取れるスポーツホールとして使用しているところであります。ほかの地域会館と比べ、利用者数も多く、運動機能も備えていることから、今回の統廃合の対象にはできないと考えております。

これ以降の資料については、前回と同様であります。3ページ目に災害の関係の位置関係がわかるように、地震、津波、洪水や土砂災害時の避難所、避難場所の位置を示した落部地域の防災マップを添付しております。

以上でございますが、落部漁業協同組合事務所整備の支援についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副委員長（牧野 仁君） ただいま落部漁業協同組合の事務所調査、設備支援について、事務局より丁寧な説明がありました。これについて皆さんから質問等をいただきたいのですが、何かありますか。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 僕じゃないんです。今日欠席している大久保委員からお願いされたことで、僕の言葉じゃないですから。

今回、落部にこのようなかたちで支援するというので、今後、同様施設、八雲町漁協、代表的なものはそういうところになると思いますが、そういうものへの補助も当然考えられるのかということをお聞きしていただけたので質問させていただきます。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） ただいまの質問でございますが、先ほど説明したとおり、落部漁協が地域に占めるそういう位置付け、そういうものも考慮しながら地域の住民の方々に広く利用していただくということを補助する考え方としております。

八雲町漁協さん、ひやま漁協の熊石支所の部分については、そういう過去の経緯等が多分落部漁協とはまた違ってくるのかなと考えております。

現時点で水産課として考えているのは落部漁協の今までの落部地域にあった経緯とか深くその地域に根差した部分、そういうことを考慮して補助を出したいと考えているので、そういったことからいうと、八雲町漁協さんの事務所、ひやま漁協さんの事務所については、今の段階では対象にならないのかなという、担当としては考えております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） ここまで今、掘り下げて総務で議論してきたんだけど、逆に町の補助も国の補助もお金もらわないで、単費で単独で落部漁協が地域貢献として自分の事務所を地域に開放してやるということは、補助していない立場の自治体として、そこにクレームつけたり、あれするということにはならないですよ。ということは、ある程度、地域連携するという姿勢は評価していかないとないというふうに思うんです。自主的にそういう企画をして、それまでもやってきたということで。

そういったことを考えたら、論点は補助するかしないかっていう部分だと思うんです。だから地域貢献があるかないかっていうのは、自主的に地域貢献をするという法人とか主体漁業協同組合とかはやってもらえるということは、逆にいえば地域コミュニティの創設や、地域貢献の高いことだからそれは自治体としては評価をしていく事項だと思うんです。それでさっき言いました、公金をそこに出すか出さないかの部分だけでも、年末に、八雲町のほうの組合さんね、八雲町漁協のほうの部分は平成 10 年に建替えてるんですね。それで当時の組合長さんに聞いたら、年末に。国の補助金もらわなかったのって、単独で建てたんですかって言ったら、国の補助金もらったって言うんですよ。国の助成をもらったって。それで何の補助金かわかるかと言ったら、もう忘れてしまったって、年齢的な部分もあるので。それ間違いないですか、単独で全部建てるだけの体力ないからって。でも頑張ったみたいな話をしていたので、そこが正しいのか正しくないのかという問題も一つあると思うんだ。

それと当時は補助金もらえても、制度が変わって落部でももらえないということもあり得るし、それから漁協のどっちも二種なので、そこら辺の変わりはないと思うんですね。ただし補助のメニュー自体に、落部の部分は対象になるけれども、八雲は対象にならないとか、逆の面もあるかもしれない。だから補助の中身によって対象になる部分と対象にならない、前、関口議員さんも落部、落部じゃない、八雲じゃ対象になる部分があるかないって制度の話ですが、だからどこからもらったか定かではないというけれども、もらったことは確かだと言って言うんだよね。

そういうことを考えたら、国の制度を活用、同じ目的で、だいたい同規模で生産高とか地域の一次産業に対する貢献度を考えたら、たまたま国の制度に乗れる時代と、たまたま时期的に制度がその期間だけやりますよとかいう国の補助メニューもあるし、年度によって打

ち切るときもあるし、だからそういうことを考えたら、国の制度にたまたま乗れない時期とか乗れない地域については、自治体として考えていくということが、これまでもあると思うんだよね。たとえば落部のほうでは、この助成制度に乗れないけれども、単費で支出しますとか。だからそういう理屈でいえば、一定程度、補助が駄目だっていうことにもならないと思うんだけど、その辺やっぱり、しっかりちょっと調査してほしいなっていうか、ないのかもしれない、実際にもらっていないのかもしれない。

でも当時の組合長がもらったと言うから、ちょっとそうなのかなって、もしももらっているのであれば、ある程度、これまでの議論整理されるのかなと思ったり、なぜそこを調べてというか、我々も町民のほうに説明するときに、この議論でやれば、なかなか、今までの部分でいったら説明しづらい部分も出てくるので、もしかしたら国の制度をもらって、補助率、やったらもっと多くのパーセンテージで補助して4分の3とかもらっていたら、今の2分の1より多いんじゃないかってなるかもしれない。平成10年の部分だから組合に資料ないのかなとか思って、もしも勘違いだったら、そのままスルーしてください。もしもそういう補助を受けてるということであれば、お知らせ願いたいなということで、なかったら間違いだということでスルーしてほしい。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） ただいまの、まず八雲町漁協が平成10年に事務所建てたときの補助制度についてですが、多分こういった類の事業は国のほうの構造改善事業が補助対象になる事業になるのかなと思うんですが、そのメニューの中には当時、漁協事務所の部分についてはなかったのかなと思っています。

実際に今回、落部漁協の事務所整備の部分について、八雲町漁協の参事と話をしています。その部分というのが具体的に中身がどうのこうのではなくて、八雲町漁協は単独、その当時建てたという話で伺っております。ただ建物はかなり大きいんですが、当時の事業費と今の事業費は相当変わってきているという部分はあるかなと。

あと、ひやま漁協の熊石支所についても、平成15年に建てております。そのときは町のほうに補助をという話も当時あったんですが、ちょうど同じ年に漁協の荷捌き所も一緒に整備して、漁協の荷捌き所については国の補助金が2分の1、あと補助残の2分の1は町が補助したということが、漁協の事務所については、漁協が単独で建てたということでございます。

先ほどの補助事業の関係については、やはり町もそうだと思うんですけど、まず事業をやるときには国の補助事業制度に乗られるのか乗られないのかという部分を調べながら、補助制度に乗るというものについては、町の負担を少しでも減らしたいと。多分漁協さんについても、落部だけではなくて八雲町漁業についても、国の制度とか、もしくは町の補助だとか、そういう乗れるものについては乗っていきなりたいということだと思います。

そして千葉議長さんからあったように、国が支援できるもの、できないものを町が支援するという考え方も私もあるのかなと思っています。実際に過去に国の補助制度はあったんですが、それにさらに町が上乗せして補助出したというのは、最近でいうと、黒岩、八雲町漁協のほうでいうと、黒岩の排水施設について国の補助金に町が上乗せしたり、落部につい

では市場のほうについて町が上乘せ補助、あと、ひやま漁協なら製氷施設について町が国の補助に上乘せ補助をした事例があります。それと八雲町漁協さんと落部漁協さんのほうで、やはり補助事業として使えるのと使えないのがあるのは確かで、それがアイヌ事業の関係だったんですが、それについては八雲町漁協さんは使って、2分の1より高い事業に確かに活用はできると考えています。

そういった部分でいうと、漁協にいた補助事業に乗れるのと乗れないのが確かにあると思います。それで今回、落部漁協さんの事務所については、何もなければ最終的には全額漁業者負担となってきますので、今までの経緯等も踏まえながら産業振興の重要な拠点ということで2分の1補助を出したいと考えております。

あとすみません、もう一回、漁協のほうに確認しますが、多分単独で建てたというふうに言っていますので。すみません。

(何か言う声あり)

○水産課長（田村春夫君） 余談になりますが、多分、預貯金の残高とかで。

○委員（三澤公雄君） 一点。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） イメージ図が付いていたので、これ当初、今の事務所よりも海岸線に出るけれども、道路が近いので後ろに上がっていくから安全だって話を聞いていたんだけれども、この図が想像図どおりだとしたら、屋上まで 11m、その半分くらいのところから階段が出てくるけれども、逆に下がってるでしょ、じゃあ道路はもっと低いんだと。それで 5mから 6.5mのものが来たときに、そしたらこの道路自体も逃げる対象の場所にならないんじゃないかと、それなら階段というか手すりというか、道つくっても意味がないのかなって思ったりしたんだけれども、それはこの 5m、6.5mを、ちゃんと想定したうえで意味があるものということになっているのかな。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） まず一時的に避難していただいたときには多分2階のほうが広くなっているので、2階の会議室のほうに一時的に避難していただく。そこで情報収集いただいた後に、さらに高台への避難が必要なら正面から出て回っていいんでしょうけれども、それよりは2階から直接、スロープを使って裏の道路に出て、確かに裏の道路のほうは2階の高さより低くなっているんですが、そこから登り坂になっていて、ト印水産の高台のほうに逃げていくような感じになっていますので、2階から波が来て、たとえば道路のほうまで浸水する状況であれば、ちょっと厳しいんでしょうけれども、一度下がりますが、そこから登り坂になっていると、そういうことも考慮して、1階に降りて避難するより2階から直接高台に行ったほうが早く避難できるのかなということで、非常用のスロープを設置するという考えでございます。

○委員（三澤公雄君） それでも第1波の到達時間が68分というから、そういった相談する時間があると。そうすると車で漁協まで来ると思うんだよね。そしたら駐車場だから1階の前に停めて、話し合っているうちに2階に行って、じゃあ2階に逃げるといったら車のほうに逃げなくなるから、時間もあるわけだし。そしたら早々に会議を終わらせて逃げましょ

うといったら、結局、車を使うと。だから使われないものになるんじゃないかって思わさるんだよね。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 確かに車で来られた方については、三澤委員さんが言うように、多分もしかしたら事務所から車に戻って、車で逃げる方もいると思いますが、漁港内で作業している方は、もしかしたら徒歩で来る方もいるかと思えます。そういう方々も車に乗り合いで行くという場合もあるんでしょうけれども、少しでもリスクを減らすということであれば、裏から逃げる確保を用意しておいたほうがいいのかなど。確かに使われない可能性もしくは使わないことが一番ベストだと思いますが、一応、万が一のために漁協さんも、本来であれば負担が増えますので、万が一のことを考えたら、そういうものもあったほうがいいのかなというところで設置すると考えています。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 最初から思ってたんですが、この津波想定避難場所って役割はこれは相当無理があるんです。正直言って。ここはちょっと一文として外したほうが、いくらでも突っ込みようがあるんです、ここなんて。そもそも組合が津波想定避難所になんてあり得るわけありませんから、当然それは町民のほうがよくわかってる話で、まず先に逃げていきますから、もちろん階段については様々な状況が考えられるでしょうから、当然あってもいいんでしょうけれども。この資料の中からはその部分は一時避難所、たとえば災害時、津波以外の災害時ですね、そういう部分に関してはいいんでしょうけれども、津波想定部分は僕は、組合の立地上、性質上、その部分は抜いてしまったほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○副委員長（牧野 仁君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 確かに大津波警報が出た場合については、漁協さんではなくて、あくまでも高台の3か所にすぐに避難してもらおうということが、確かにそういうふうにしなれば危険だと考えております。

時間的に落部地域のほう、八雲町全体もそうでしょうけども、想定する津波から見たら到達時間に若干余裕があるというものの、高台に避難してもらおうことになろうかと思えます。今回、漁協さんのほうも津波の部分で、要は漁港内で作業している漁業者関係、もしくは浜の人達がいるという部分もあるものですから、どうしても一時的に漁協のほうに避難してもらおうことを盛り込んでいるところです。その辺については整備するまでまだ時間があるので、漁協とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○副委員長（牧野 仁君） お願いします。

○議長（千葉 隆君） そのほうがいい。NHKのお姉さんの力み方を見たら、テレビは付けたまま高台に逃げてくださってやってるから、これ削ったほうがいい。

○副委員長（牧野 仁君） あとほかにございせんか。

なければこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。引き続きもう一点ありますが、お昼挟むので午後から始めたいと思うので、1時からスタートでございます。

【水産課職員退室】

休憩

再開

【商工観光労政課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは1時になりましたので、今日最後の案件、鉛川観光施設関連の設備等貸付条例について、商工観光労政課からご説明をお願いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それでは鉛川観光施設関連設備棟の貸付条件等について、ご報告させていただきます。

水道施設、浄水設備及び温泉設備については、昨年11月24日の常任委員会において、譲渡するという方針から貸付けをする方針に変更したことをご報告させていただき、また、12月14日の常任委員会においては、貸付ける際の考え方として、貸付けしたあとに町の負担がないようにというご意見をいただいていたところでございます。

常任委員会でのご意見を踏まえまして、町内部で協議を行い、貸付条件の基本事項を整理しまして、事業者との協議を行ってまいりました。協議は12月14日、そして12月26日の2回行い、町が示した貸付条件について合意を得られたことから、その内容について別紙の覚書案のとおり、まとめたものであります。

別紙の覚書案をご覧ください。

覚書の表題は、水道施設、浄水設備及び温泉設備の貸付に関する覚書でございます。

水道施設といいますのは、おぼこ荘から約2km山に向かいますと、登山者が利用することができる、おぼこ山の家という施設がございますが、その付近に流れる沢水を取水して浄水設備まで引き込む間の配水管であります。

浄水設備といいますのは、引き込んだ沢水を飲み水に浄化する設備で、温泉設備といいますのは、2本の井戸から汲み上げた温泉を、専用の管を通してタンクに貯湯して温泉施設に送る設備であります。

それでは、覚書の内容についてご説明いたします。

「八雲町、以下甲という、有限会社ひらた、以下乙という、水道施設、取水施設を含む。以下同じ。並びに浄水設備及び温泉設備、建物及び泉源を含む。以下同じ。の貸付に関し、次のとおり確認し覚書を締結する。」

これは前文でございます。第1条は、設備棟の貸付について規定しております。

「甲は、甲が所有する水道施設並びに浄水設備及び温泉設備、以下、これらを併せて設備棟という、を乙に貸し付ける。」

これは、当初の方針どおり設備棟を貸し付けることを確認するために規定するものであります。

第2条は、貸付条件の基本事項について規定しております。

「第1項、設備棟の貸付条件は、設備棟を譲渡した場合と同様の取扱いとし、基本事項は次のとおりとする。」

「第1号、乙は、設備棟の適切な維持管理に努めること。」

これは、第5号に規定しているとおり、貸付期間満了後に譲渡し、事業者が所有することを踏まえると、設備棟の適切な維持管理を事業者が行うことは当然であることから、これを確認するために規定するものであります。

「第2号、設備棟の稼働及び維持管理に係る一切の経費は乙が負担し、甲は負担しない。」

「第3号、設備棟の修繕及び改修に係る一切の経費は乙が負担し、甲は負担しない。」

これらは、電気料金、各種点検料、消耗品などの稼働及び維持管理に係る経費、建物及び設備関係の大小の修繕及び改修に係る経費について、町は一切の負担をしないことを確認するために規定するものであります。

「第4号、設備棟の貸付期間は、20年とする。」

これは、20年後の譲渡時の取得額に対して課税される法人税額を想定し、引き当てに必要な年数として、事業者との協議により、20年と設定したものであります。

今後、税率がどのように推移するかは想定できませんので、非常に不明瞭であります。以前、事業者の担当税理士から令和6年度に譲渡を受けた場合に想定される税率である34%を参考にして計算しますと、法人税額は約1,500万円と想定するところであります。

事業者に対しては、ただ今の内容を説明し、目安として想定額をお伝えしたうえで、貸付期間について協議し、設定したものであります。

今後の税率の推移が想定できませんので、法人税の想定額は、非常に不明瞭であるということでお聞き願いたいと思います。

「第5号、甲は、貸付期間満了後に設備棟を乙に無償譲渡する。ただし、設備棟に係る土地は売買とする。」

これは、貸付期間中において、設備棟の適切な管理と、稼働・維持管理経費は全て事業者が負担し、町は一切の負担をしないことから、当初の方針どおり設備棟は無償譲渡するものであります。関係する土地については、売買とすることを確認するために規定するものであります。

「第6号、甲は、乙の申出により貸付期間満了前に設備棟を無償譲渡することができる。」

これは、第4号において貸付期間を20年間と設定するものであります。事業者から早い時期に譲り受けたいとの申出があった場合に無償譲渡することを確認するために規定するものであり、これは事業者から提案を受けて設けた内容であります。

「第7号、甲は、設備棟の譲渡にあたっては、老朽化に対応する一切の経費は負担しない。」

これは、20年後の譲渡時においては、設備棟の老朽化が想定されますが、町はそれに対応する一切の経費は負担しないことを確認するために規定するものであります。

そのような状態にならないように、事業者には自らの経費で設備棟の適切な維持管理を行ってもらうものです。

「第2項、貸付に関する詳細は、前項の基本事項を含めて契約書において定める。」

貸付を行う際は、契約を締結する必要がありますので、基本事項のほか、詳細は契約書で定めることを確認するために規定するものであります。

第3条は、貸付料等について規定して、

「甲は、前条の基本事項により設備棟の維持管理等に係る一切の経費を負担しないことから、乙から次の料金は徴収しない。」

第1号、設備棟の貸付料、第2号、水道使用料、第3号、温泉分湯料であります。

町では、令和5年度予算において、約1,050万円で設備関係の通常の維持管理を対応しております。貸付後は、町はこれらの経費を一切負担しないため、事業者においては、町へ支払うべき貸付料等を財源として、稼働及び維持管理に係る一切の経費、修繕及び改修に係る一切の経費の負担を行うことを確認するために規定するものであります。

第1号で設備棟の貸付料を徴収しないということは、普通財産を無償貸付するという扱いになります。普通財産の無償貸付については、特定の場合を除いては、議会の議決が必要となりますので、貸付する前のタイミングで無償貸付に関する議案を上程させていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

また、第2号の水道使用料、第3号の温泉分湯料は、これまでも契約を更新してきておりますので、貸付するタイミングで新たに締結する契約書に必要事項を定めて対応してまいりたいと考えております。以上が覚書案の内容の説明でございます。

ご理解をいただきまして、1月臨時会での予算補正に進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

1枚目にお戻り願います。

(2) 今後の予算関係の予定でございます。

予算関係の予定については、令和5年10月12日の常任委員会でご説明した内容と変更はございませんが、予定している予算額をお示しし、改めてご説明させていただきます。

①の令和5年度予算補正、これは令和6年第1回臨時会を予定しております。

アの浄水及び温泉設備改修工事関連、これは町が発注する工事になります。

債務負担行為補正は、令和5年度はゼロ債務負担、令和6年度は工事請負費と工事監理委託料を併せて3億3,695万2千円の債務負担を予定しております。

役務費として25万3千円。これは建築確認申請手数料と構造適合性判定手数料になります。このうち、建築確認申請手数料は、町が工事する施設と民間が工事する施設の両方に関係するものでありますので、町が一括して支出したのち、面積案分により民間施設に係る分を事業者から町へ納入してもらうことで対応してまいりたいと考えております。

イの老朽化対策事業補助金関連、これは民間が発注する工事になります。

補助金として、解体工事と改築工事の前払金4割相当として8,711万2千円。

債務負担行為補正として、令和6年度に解体工事と改築工事の残り6割分の1億3,066万8千円の債務負担を予定しております。

以上が令和5年度の予算補正を予定している内容でございます。

次に②の令和6年度当初予算の予定であります。

アの浄水及び温泉設備改修工事関連、これは町が発注する工事になります。

役務費として4万8千円、これは建築完了検査申請手数料になります。先ほどご説明した手数料と同様に両方の施設に関係しますので、町が一括して支出したのち、面積案分により民間施設に係る分を事業者から町へ納入してもらうことで対応してまいりたいと考えております。

工事監理業務委託料として324万5千円、工事請負費として3億3,370万。これは債務負担行為に基づくものであります。補償補填として2,525万円。1日当たり単価を見直しまして12万236円、また、日数を当初から30日延ばしまして210日を予定するものであります。日数については工期と連動しますので、資材の納期遅れにより工期が延長となった場合は、補正による対応も想定しているところであります。

イの老朽化対策事業補助金関連、これは民間が発注する工事になります。補助金として、1億3,066万8千円。これは債務負担行為に基づくものであります。

以上が令和6年度当初予算を予定している内容でございます。

鉛川観光施設関連、設備棟の貸付条件等について、資料の説明といたしますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○副委員長（牧野 仁君） ただいまご説明がありました、鉛川観光施設関連についてですが、丁寧な説明がございまして、この件について皆さんから質問等ございませんでしょうか。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 僕の認識違いかもしれませんが、この覚書の始まりで、合意を得られたから覚書を交わしたという言葉がありました、僕はそういう認識ではなかったんですが、こういう場合の合意って議会の議決があつて初めてなされるものじゃないんですか。この委員会の協議のみで、それであるときの状況を考えたときに、大久保さんが発言して、議長が覚書取って来いということを知ってるんですが、それで合意を得られたってことですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 私が最初に合意を得られたという言葉を使ったという部分ですが、町が示した条件をまず提示、説明しまして、それで協議を行ってきました。相手方が合意を得られなければ、今日の説明には至らないということでもありますけれども、その内容について了解をしていただいたと、これでいいですよと、こういう対応でいいですよということで、いってみたら合意を得られたという言葉を使わせていただきましたが、そういった部分での合意ということでご理解をしていただきたいというのが一つと、あと議会の議決に関しては、議決事項としてこの覚書が議決事項の範囲内であると、要は町長の執行権の範疇で、そういった覚書を取り交わすと、こういう扱いになりますので、議会の議決はまずは必要ないという取り扱いになります。

ただ、これまでも常任委員会で議論をしていただきましたので、その部分については覚書の内容として、本日は案としてお示しさせていただいたということでございます。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） こういうケースの場合の覚書というのは非常に重要な意味を持ちますよね、それは十分おわかりいただけますよね。本来であれば、すべての状況が整った中で覚書を交わすのは通常のルールじゃないですか。すべてがまだ、債務負担行為が決まっていないうちに、そういう覚書を、ましてや相手方と協議をする。そんな手法って行政的にありなの、と思うんですが、覚書、覚書って軽々しく言ってるけれども、これ契約書と五分ですよ、本来であったら。そんなに簡単に相手方にその条件を見せていいものなんでしょうか。行政手続き的に問題ないだろうか。それをお聞かせください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずはどの段階でこの覚書の内容を相手方にお伝えするかといったタイミングがまず一つあると思うんですね。それで今回は委員会でお示しさせていただいたのは、まずは覚書を取り交わしていません。覚書の条件として、こういった内容でいかがでしょうか、検討していただきたいということで、まず相手方にお示しをしなければ前に進めない話ですので、一旦これを 12 月 14 日に内部で整理した内容を相手方にお示しして、役員会のほうで協議していただきたいと。こういったことで、まず 12 月 14 日はお伝えしております。

その後、内部で協議していただいた結果、12 月 26 日にお返事をいただいたと。それでお返事をいただいたことによって、その内容としては整理がついたといったことで、初めて覚書というのを作成しました。ただしこの覚書については案ということでお示ししておりますので、まだ相手方と正式に取り交わしておりません。これは本日の常任委員会でもってご報告を申し上げて、そして内容等を確認していただいた中で、1 月 24 日の臨時会でもって、この予算が確定しましたら覚書を正式に取り交わす、こういったスケジュールで現在考えているところであります。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 当然そういう流れにはなりますよね。書いてあったから、そういう協議も含めて、そもそも合意を得られたって自分は思っていないです。正直言って。あのときの大久保さんの発言と、議長はオブザーバーですからね、その発言を持って合意を得られたとするなら、それは僕は勘違いだと思います。すべては議決いただいた後に動き出すべきことであって、協議というものは当然続いていくって感覚でしたので、これを認めるも認めないも含めて。ですので、今日は本当に最後の機会だと思って、1 月 24 日の臨時議会で当然、最後いろいろ僕ももう一回、いろいろ整理したいこともあるので、ちょっとお話を伺わせてください。

いろいろな資料を出していただいてご配慮いただいたことには感謝しますし、僕は反対討論の中で議論をする時間をくださいと申し上げたので、あと補助金の算定基準をもうちょっと慎重にやってくださいというような部分での前進はあったものというふうには思っております。ただし、自分として、どうしても釈然としない部分はぬぐえなかった。じゃあこれは何だろうかずっと考えてたんです。もちろん高額であるということもさること

ながら、僕は公益性というものの考え方、これに釈然としなかったんだなって部分を気付か
まして、担当課側の公益性・公平性という部分の言ってることというのは、地方自治法の中
で公益上必要がある場合においては寄附または補助することができるという部分で、その
公益性が担保されている。さらには今まで維持してきたという継続性をもって、この公益性
が担保されているという説明、一貫とした説明がなされていると思います。まず地方自治法
自体に、公益性の括りのところに継続性の言葉がまず出てこないですね。それをご理解いた
だけますか。

それと公益というのは非常に曖昧な言葉で、裁量権はもちろん町のほうにあるんですよ。
それで議決をいただいたらまた公益的なのという言葉も使えるという、ただそれは裁量権は
当然あるんです。範囲がある。それと、それを認めるかどうかという部分に関しては、要は
主観的ではなくて客観的に見ても公益性がなければならぬって括りもあるんです。じゃ
あ今回のケースに当てはめたらどうかということ。僕は今現在、このおぼこ荘さんが公益性
があると思えない。もちろん歴史的経緯だと小牧荘があった時代、これは十分、公益性が
あったらと思う。ただ、小牧荘がなくなって以降の施設に関しては、僕は公益とい
うより私益だと思っています。ましてや今回、補助金を出す施設に関しては、まるっきり私
益ですよ。わかりますか、私益っていうのは自分の商売のために、もちろんおぼこ荘も商
売していかなきゃならないから、ここに公益性を被せるのは非常に無理があるだろうと。だ
からこそほかの方々もちょっと不信感を持つだろうって。あまりにもこじ付けだもの。そも
その出発点が。歴史的背景、これいろいろありますよ。判例も調べてみた。歴史的背景の
公益性というのはなかなか認められない、今は。それで今現在はどうか、未来に公益性
を持てるのかって部分が重要視されるという部分になるんです。

そう考えたときに、僕はこの施設に公益性があるというのは将来的に渡ってですよ。ちょ
っと今の段階で思えないんですね。ましてやこれだけの金額です。外部、内部別々に言った
ほうが本当はいいだろうけれども、総額で言います、6億近くのお金。これが本当に客観的
に見て公益的に問題がないのかといたら、僕は全然問題があると思います。我々に対する
公共性・公益性の説明というのは、この地方自治法が公益上必要である場合においては寄附
または補助することができるで一貫した主張をしています。それでも今の段階で、担当課
がこの施設の公益性は何ですかといたら、要は観光資源として町が持つべきものという
括りで、それもたびたび発言していますよね。ただその部分のみの公益性であるならば、ほ
かの観光資源にも当てはまっちゃうんです。だから公平性はその時点でなくなっちゃうん
です。意味わかりますか。理解していただけますか。だからこそ慎重な判断はしなきゃなら
ないし、いくら我々がおぼこ荘違うんだって、これは歴史的に違うって、自分もそう思っ
ていたの。これは今までのうわべだけのことしか見てこなかったから、だけど法令を見たって、
そんなふうになってるんです。だとしたら今回これだけ注目浴びているもので、もし町民か
らちょっとおかしいんじゃないのって。目立つもん、だって。それで何かしらの訴えが起こ
ったときに、これ負ける可能性がありますよ。

それで一つお伺いしたい。この公益性というものを、この施設に謳うのであれば、公益性
があるかどうかの判断、この総金額も含めて、顧問弁護士さんとかに相談していますか。そ
れちょっとお伺いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず公共性・公益性の部分、関口委員がおっしゃった地方自治法の条文に関しては私どもも確認しております。それで内容的には普通公共団体は公益上必要がある場合においては寄附または補助することができる。おっしゃったとおりです。それで前回渡した私どものほうで公共性・公益性の部分の説明させていただいたときに、一番最初、何回もお話させていただいて大変恐縮なんですけど、まずは町の施設であるという部分が大前提になってくると思います。そのうえで町が産業振興の一環と観光資源開発と住民福祉向上のために、昔ですね、当時ですね、町営として整備してきて現在に至っているということの歴史的経緯がありますよというお話をさせていただきました。大前提、町の施設という部分からすれば、町が実施しているということであれば、公共性・公益性のある施設ですから。それと一般の民間施設と比較したときに、一致するものがあるかどうかという部分からしたら、私は一致するものはないのかなと思っております。結局、町がやっていない施設といった部分、まずそれが一つ。

もう一つは、歴史的経緯、町が当時スタートした、そして現在に至っているという歴史的経緯からして、町の観光資源の一つとして、町は観光資源開発としてその施設をスタートさせたわけですから、これについては、観光資源としての役割を終えたという判断ではなくて、これは長期に渡って継続すべき貴重な施設であるという位置付けを町はしております。そういった位置付けをしておりますので、これまでも必要な経費を投入してきた。継続させるために必要な経費を投入してきた。これが二つ目です。これについても、町の施設であり、そういった位置付けであるので、民間の施設と比較した場合に、これも一致するものはありません。

そういったことを踏まえて考えたときに、公共性と公益性があるといったことを町としては判断した。それで地方自治法で定める条文に関して、これが該当します、これは該当しませんという、そういった例が上がっているものはございません。そういったケースバイケースでもって総合的に判断されて公益性があると、公共性があると、そういった判断をした中で補助金の支出を決定していくものなのかなと解釈はしております。

そうすると、ご質問にあった金額、多額だというご指摘と顧問弁護士に相談ということに関しては、顧問弁護士に相談する理由というのが、今現在、町のほうでは特にないというふうに思っておりますので、何が問題なので顧問弁護士に相談するかという部分に関しては、町としては現在そういった取り扱いはしていないということでお答えしたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 本当に公益性というのはふわふわしたものなんです。これはね、議会が認める、町が認める、これが大前提で、その後のことというのは謳われていない部分もあるから、ただ自由裁量でないのは確かなんです。要はさっきも言ったように客観的に見てちゃんと裁量の中に入っているかという部分では非常に重要になってくる。そういう意味からすれば課長の解釈はよくわかるんです。ただ、一般的な、自分も議員という立場でありながら、一般市民的な、議員じゃない一般市民のほうに近いのかなという気がしているの

で、何で釈然としなかったのかというのは行政的な判断と町民の判断、ここは随分と今回の件に関しては乖離があるんだなど。行政っていうのはおかしいもんだなど、先ほどね、継続してきたから公益性があると言ってたけれども、継続性って括りはまずないですからね。この公益性に関しては。これも裁量の範囲内といたらまたそれまでなんです。すごく曖昧なんです。そういう意味からいったら。ただ、本当に注目を集めている部分があるので、より慎重にやらなければいけない。

僕は反対討論の中で1億円の1.9倍の1億9千万はあまりにもこれは長い間継続してきた問題としては、あまりにも方法論として軽いんじゃないかというのを申し上げたつもりです。補助金の中身に関しては変わった部分があるんだけど、にしても1億9千万の上限を変えることはなかった。また当然、中間で旅館組合の方だとか、当然、普通に考えたら言いますよね。そこの施設に出すなら。僕は出せないよ、これは町で決めることだからということの理由付けが俺たちに出てこない。正直に言って。何が違うんだって部分で。今の説明もそうでしょ。結局、書いていることの繰り返しであって、それは最初から変わってないよね。今も、もっともらしく言ったけれども、何も変わってないよね、結局のところは。今、顧問弁護士に相談することではないという判断そのものもそうだし。自分は判例も調べてきたの。この公益性に関する判例も出てくるの。多少だけれども。でも、裁量は町には認めつつも、ちゃんと客観的な理由で、お金を出す根拠はちゃんと示されないといけない。そう出なかったらこの裁判には負けるんですよ。わかりますか。僕はそうやって解釈します。

昔のそういう公益性、その生い立ちに関する公益性はあまり考慮せずに、現状どうであるか、未来に渡ってどうであるか、未来に渡って公益性があるかどうか、そういうところに主眼が置かれる。裁判は。今回のケースはわかりませんが、裁判になると思っていないし、もちろんこれは最悪のことを想定してのことです。じゃあどうやって、これからのおぼこ荘に公益性を持たせるのかということもまた必要な考え方なのかもしれないし。お金を出すなら。だからそういうこともちゃんと予見しながらというか、予測しながら、いろいろな提案をしていくのが行政側の仕事の一つにもなって来るんじゃないかなって僕は思うんです。担当課の説明はね、ちょっといろいろ変わってきて議論の時間はたくさんもらったけれども、一向に何にも変わってこなかった部分もあるんです。だから俺も納得しなきゃならない。お金がかかる施設だって、ずっと俺も言ってきたはずですよ。それでも釈然としないというのは、やっぱりこういう判断基準、今の八雲町の全てにおいて、そういうところがあるんだけど、あまりにも曖昧過ぎるところで全部決めていくから、こういうことになっていくという部分は。

公益性でいったら、先ほどの落部漁業協同組合に関しては産業振興、漁業者の納税とかいろいろ、あと将来のそういう産業の持続性だとか、これもまた公益性に入っていくんです。それくらい公益性ってふわふわしたものなの。でもこの施設に関して、僕は公益性はちょっと、今現在は見つけることができない。なんかよく落部のこと比べられてあぁどうだ言われていますから、ついでだから言いますが。だから僕は申し訳ないけれども、この段階でも、先ほどの覚書の件もそうだけれども、あまりにも納得できないことが多すぎるし、残念ながら今の段階で、いろいろ僕も考えてみるけれども賛成することはできません。それで合意を得られた。一人の議員が反対しているだけなので、その程度だったというならいいけれど

も、ただそういう問題点も一方であるということとはちょっと頭の中に入れておいてほしいです。僕は公益性をここに括りつけるというのは非常に無理があるだろう。現時点ではあるんであるというふうには思っております。どうでしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずちょっと誤解されているのかなと思っておりますが、合意を得た部分に関しては、議会との合意を得たということではなくて、相手方と貸付条件の内容についてお話したときに、相手方の了解をこれなら大丈夫ですということの合意を得たということであって、全ての合意を得たということではないということをご理解願います。

それで先ほどご説明したとおり、1月に予定されている臨時会でもって予算が可決されたら、初めてこの覚書を締結するという扱いになるので、まだその段階には至っていないということをご理解をいただきたいといった部分と、公益性の部分ですね、公益性の部分はいろんな見方、捉え方があると思うんですね。それでケースバイケースで当然違ってきますし、それについては今現在のものを判断する、あるいは過去のものを含めて判断する、あるいは未来を含めて判断するという捉え方も当然出てくると思います。その状況によって、やはり総合的に判断されていくんだらうなといった部分からすれば、基本線は地方自治法ですが、その地域地域の状況や過去の経緯だとか、そういった部分も判断材料には含まれてくるんだらうなという部分で理解していただきたいと思えますし、たとえば今のこの鉛川観光施設の件が公益性がなく、落部漁協に関する補助金が公益性があるといった判断、何が違うのかは、それぞれがケースが違うと思えますので、各議員の皆さんは、いろんな判断材料でもって判断されていくんだらうなって捉えています。

ただ町としては、申し上げる内容については、町として公益性があると整理したので商工観光労政課としては鉛川観光施設についてご提案申し上げるし、水産課としては落部漁協に関してご提案していると、町としてそういった判断をしているということですので、その部分は一概に判断はできないのかなという部分では私は捉えています。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） わかりました。あとは大丈夫です。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤議員。

○委員（三澤公雄君） 今のやり取りを聞いて改めてどちらもいろいろ勉強した中で質問しているし、答えてるんだなと思ったけれども、どっちももつともだと思って聞いてたんですが、その中で一つちょっと僕はクローズアップしたいのは、町としては観光資源施設としての位置付けは変わってないと、だから補助も続けてきたから、今回のことも公益性があるということやるんだと。額の大小ではないと。そうなるに関口さんが言っていた過去のことは、そういう時間的なものは関係ないって言ってたけれども、未来の公益性は町も続けてもらいたいからやるということだよ。そうなる未来を託す相手として、ひらたさんと適当なのかって疑問が僕の中でクローズアップされるんだね。この同業者も経営が大変

な中で結果的にいろんな約束事ができなかった。議会にも報告されなかったこともあったでしょ。そういうことを鑑みたときに、今こそ、ひらたさんでいいのかをちょっとクローズアップしたほうが、公平性という部分では担保されるのかと思ったけれども、このままいくとその機会も逃す。そのことについての今の町の判断はどんなことが考えられたのかなと。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、現在の施設であります、宿泊施設については民間が所有する施設です。そして温泉施設については現在、町の所有として貸付けをしている施設となっております。その施設同士が渡り廊下で繋がっているといった状況です。

それで今、三澤委員がおっしゃったのは、温泉施設のあり方だと思って、今、私受け止めたんですが、この温泉施設、ひらたさんでよろしいのかという部分ですが、仮にここの温泉施設を募集をして、どなたか温泉施設だけやってくれませんかといったときに、温泉施設の収入というか使用料、入浴料は一人数百円ですから、その施設を当然維持していかなきゃならないということを考えたら、独立採算制を考えたときに、維持経費と、それと入浴料として入ってくる収入がバランスは相当崩れると思うんですね。施設の維持あるいは配管関係、設備関係も含めてですが、そういった部分からすれば、ここの施設だけをどなたかにやっていただけませんかというのは相当無理があるのかなと。

やはり宿泊施設とセットで捉えていただく。そういったことが通常の見方であると町では思っています。ですので、それも一つありますし、元々ひらたさんにそこをずっと何十年もやっていただいていたと。そういったことからすれば、ひらたさんに、その施設をそのまま、当時の契約も譲渡するとなっていますので、おそらく当時からそういった議論がされた中での賃貸借契約なのかなと私も思っていますので、それが自然なのかなということ、今、今回のタイミングにあたって、じゃあ別な事業者を募集するかという議論は、町ではしていません。そういった話にも持ち上がってきていない状況です。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤議員。

○委員（三澤公雄君） 僕も無理筋な質問だと思うけれども、でもその町民との鉛川観光施設の一体感というか、町民が私たちの施設だって思う機会はあまりなかったんだよね、これまでも。そのままです、こういう支援をしたときに、今までどおり町民が私たちの使う施設だって思わないでいたらさ、ますます公益性が薄れるのかなと思うんだよなと思って。

たまたまここ、僕2年ほど妻の実家の美唄市に行ってるんだけど、第三セクターで温泉施設を運営していた者が、ある時期に民間施設に売却して、それでその民間さんは道内にいくつか温泉施設を運営しているところなんだけれども、美唄市民の方々が家で何かを催しするよりも、あそこで会場を借りて食事をして温泉も入って一泊して帰ってくるというのがすごく定着してるんだよね。去年よりも今年のほうが利用客も多いし、そういった仕掛けが経営するほうに相当あるんだわ。やっぱり市民割引もあったり、いろんなイベントもやったりとかして、一方で、たまたま今年に限っては、おぼこ荘に注目していたから、おぼこ荘さんにそういう取り組みがあるのかといたら、エビ御膳のほうのPRとか魅力的なこととはやってるんだけど、なかなかそこに足を向ける人は少ないから。

未来へ繋がる公益性に関しては、やっぱりどうしても彼らの経営手法で良いのかというところが、両者の言い分を聞いたときに僕としては引かかるところだったので質問しました。そういう手立てがひらたさんの中で町民にもっと溶け込もうって姿勢が見られないのかなって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） コロナがやはり2～3年続いていて、町内会でのそういった行事なんかやはりストップしていたのもありますが、以前は町内会の新年会や老人クラブのイベントなり会合もあったというのを、今のおぼこ荘で実施したと、そういったケースもありますので、今後ですね、コロナが5類になって、そういった活動が制限なくなってきておりますので、徐々に徐々にそういった利用もされてくるのかなと。それと事業者においては、そういった町民還元の考え方も持っているということを私どものほうで確認していますし、協議の都度、そういったお話をいただきますので、その部分に関しては、事業者の考え、努力というか、そういったことで町民に対してなんらかの還元策が今後検討されて、そしてなされていくのかなとは思っています。

○委員（横田喜世志君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 私も今日、関口さんの、やっぱり腑に落ちない部分というのは私も同じです。それは以前の17年、16年の当初、おぼこ荘の、民間で建築という時代とか、あとレクリエーションセンターの譲渡を目的に賃貸という部分でいけば、その当時の担当課長である人が、大切な観光施設とは言いつつも、ほかのところも大切だって言ってるわけですね。だから当時はね、鉛川観光資源を町が開発したから、すぐに止めるわけにはいかないって話で継続したと。俺の感覚としては手放した時点でもう、それは町の云々じゃないって思うんだよね。やっぱりそこが関口さんと同じように、公共性の公益性だのというのと合わないなって思っちゃう。

要はやらないとないんだったら、なんぼ赤字でも町が直接運営していかないとないって、それが町民みんなに認められたやり方じゃないのかなって。けどやっていけないからどうするかって、民間の力を借りてなんとかできないかっていう思いで始めたけれども、基本的に、小牧荘の件もあたりだとか、というのもあって、基本的にそうやって節約しようと思って、節約しようと思ってたのかという部分がやっぱりはっきりしないまま、ずっと進んできてしまってるというのがこの段階になって、今、現町長の段階で手放したいって話が出てくるわけでしょ。それを手放すためにどうするかって話になっちゃってるから。

そこでいけば公共性・公益性の未来がない。将来の公共性・公益性なんてない。それにこれだけの投資をするのかって話になっちゃうんだよね。その当時だって、15年も経てば資産価値がない、だから無償譲渡するというこという言い方をしてるわけだから。要は町が立て直すわけではないからいいみたいな言い方だよ。そこまで言っちゃってるのに、まだやっぱりそこが私も腑に落ちないというか、納得できない。というところはもう、先ほど関口さんも言っていたように、なんか平行線、ずっと。やっぱりそこ。

これがわからないことはない。今の現町長がこれで打ち切りにしたいって思いも。思いがあつての行動というのがあるから、その行動もわからないわけではないんだけど、でもちょっと今までの経緯からしたら、ちょっと話が違うんじゃないかなってというのは、どうしても俺の中ではぬぐい切れないというところですよ。そういう今までの説明してきたように経緯や公共性や公益性をずっとと言ってきてるけれども、やっぱりその17年に決めたこと、それから後出しで小牧荘の件だって、小牧荘を廃止にするときに向こうだって納得したでしょって思う訳。廃止に対して、それに対応する補償も何もないわけだから。たとえば850万毎年もらっていたのがなくなるといったときに、その代わりに、なんぼよこせということもないわけですよ。そういうのがないのに、今また10年分出したいって言うてるのは、俺はそれも腑に落ちないから。そこだって前から課長が説明しているように、課長の説明はこうです、ああです。でも俺はそれを理解というか腑に落ちないから。どこまでいってもそれは認められないから。

だから俺がこうやってこの時点で、要は鉛川観光は町のものではないんじゃないのって言ったって、いやいやって言うわけだから、だからどこまでいっても平行線だと思う。そこら辺を納得できるようなふうにもしてくれないし、今、関口さんとのやり取りを聞いていても、やっぱり平行線だなんて、どこまでいっても平行線なんだなとしか思えないです。私の表明だけ。あと、11月30日で設計の見積もりとか出ていますよね、それは開示できないのかな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 11月30日の前に設計が上がっておりまして、それで11月24日の常任委員会の資料で概算工事費をご報告申し上げているので、その部分は。

○委員（横田喜世志君） 中身は見れないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 中身に関しては公表することが良いのかってなります。というのは工事の発注もかけていないのに、それを公表することによって何か問題が発生するということも考えられるとすれば、まだ工事発注される前、あるいは予算が措置される前の、詳細について公表するというのは、今までそういったケースはなかったんじゃないかなということからすれば、今、現段階でそれを公表するべきではないというふうに担当課としては判断するところであります。

○委員（横田喜世志君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 工事発注するときにはさ、入札する側なりがさ、それを基にやれるかやれないか、もしくは、なんぼにするかって決めると思うんだけど、ということは入れる前に見てるということですよ。要は入札して落とす前に見れるということですよ。ということとは違うの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 私も工事発注関係は詳しくないんですが、ちょっと間違ってたら申し訳ないんですが、おそらく工事発注するときに工事の仕様書を公表すると

思うんですね、この工事はこういう工事で、部材はこういうのを想定しますって。多分そういう仕様書を見て建築事業者は北海道の単価などを使いながら積算をすると思うんです。それで事前公表って、予定価格の事前公表あるいは事後公表があると思うんですが、その部分に関しては私も詳しくないので何とも言えないんですが、そういった手順を踏んでですね、入札がなされると、それで入札に関しては厳選に行わなければならないと思っています。それで今、横田委員がおっしゃったように、今の内訳書を議会に公表したときに、それがたとえば外に出る可能性がある。なんらか違う作用がされたときに、それが厳選に入札として実施されない場合が想定されるのではないかなと思っています。非常に危険だと思っています。それである自治体では首長がそれを公表して問題になっていると、昨年でしたかね、京都のほうだったと思いますが、そういった問題が発生していると考えたら、安易にそういったものは公表するべきではないという判断でございます。

○委員（関口正博君） いいですか。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） それも確かにそうですね、それはよく理解します。しかしながらやっぱり金額も巨大ですから、そう言いたくなる議員の気持ちも、僕も一回求めた、外部も含めて。この建築のほうの1億9千万上限という金額出す以上は、その中身をちょっと教えてよと、ところが開示できるところと開示できないところがあるという当時の判断でした。

今回のケースは、非常にレアなケースで、様々な情報をちゃんと頭に入れながら、当然、賛否しなきゃならないという部分では、求めたくなる気持ちもわかってください。ちなみに町発注の部分、町営の外部の温泉だとか、そういう工事に関しては、これは一般競争入札で行われる予定なのか、それとも今までずっとここのメンテナンスをさせていただいている方々に関して、こういう温泉の工事の場合はやっぱり特殊で、なかなか町内業者云々かんぬんって話にはならないいんでしょうが、どういう発注の仕方を考えているんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 発注に関しては、町の内部の話になりますが、商工観光労政課が入札事務を担当するというのではなくて、町の建設課のほうに、私どものほうから工事の委託をしてですね、建設課のほうでその工事の入札手続きを進めていただくといったことでありますので、その部分の詳細については、私のほうからお答えしかねるということでご理解していただきたいと思います。

○委員（横田喜世志君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 前にその基本設計したところの名前を言っていましたよね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 一緒です。

○委員（横田喜世志君） そうだね、二本柳さんって言ってたから、そのところは、たとえば自分のところの専門分野はいいけれども、たとえばこういう設備の分というのは専門外なんだよね。どこかに外注したということだね、そういうことではないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 建築関係の設計事業者さんですが、今回は設備の部分も含めて設計のほうを契約したと。それで横田委員がおっしゃるように、確かに専門外ですが、建築関係設計については、設備関係の事業者さんとの繋がりといいますか連携といいますか、そういった部分は当然あるので、知識のない中で設備関係の設計をするということではないと捉えております。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） 一つだけ。先ほど課長、我々もわかってるけれども、毎年メンテナンスしていますよね、おぼこ荘の泉源に関しては、毎年1千万、メンテナンスされている泉源ですので、当初のあれというのは、もうだいぶ施設自体も古くなってきて、譲渡するにあたって新しくしないとないということだったと思いますが、現状はどういう状況になってるんですか。改めてお知らせいただけますか。すぐにでもやらないとない状態ですか。それとも毎年普通、メンテナンスしている温泉なら、すぐにどうこうということではないのかなと思います。もちろんメンテナンス料はかかるんですが、そこら辺の今の状況を教えてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずメンテナンスの部分に関してですが、温泉のメンテナンスと浄水設備のメンテナンス、二つございます。それで令和5年度は温泉の井戸が二本あって3号と5号があります。この2本を使って、今現在、温泉供給していると。それで令和5年度については3号の井戸の汲み上げポンプを交換しています。これは20年以上経っていて、今ある井戸は自噴していないので、井戸の中に汲み上げポンプを吊るして温泉を引き上げる。それで管とポンプとの接続部分が相当劣化していて、このポンプが井戸に落ちると使えない。なのでこれを落ちる前に今年、令和5年度は3号の汲み上げポンプを好感しています。それにだいたい400万くらい。それで3号を令和5年にやるので、今度は5号の井戸を令和6年に同じ20年以上経っていますので、それを令和6年度の予算でもって、修繕として今現在、予算措置しようという手続きをしています。それも大体400万くらい。これでこの二本の井戸のメンテとしては、20年経ったので。

それで、これがイレギュラーなメンテです。通常のメンテはポンプの分解点検を毎年しますが、二本の井戸のうち、たとえば令和5年度に3号の分解点検をしたら令和6年度はやらない。1年おきでやる。熊石との泉源の違いはスケールが付きづらい泉源だと。熊石は毎年ポンプの点検をやっていますが、鉛川は1年置きに点検している。それにだいたい分解点検で400万円台の分解点検がかかってくると。なので令和6年度に貸付けをそのままですとなったら、分解点検やポンプの交換をして、試運転をしてから貸付けるかたちになってきます。ですので、今の温泉に係る部分はメンテナンスとしてはだいたい400万から500万、毎年かかると。イレギュラーな部分としては今年度、来年度で400万くらいかかる。

それで浄水設備に関しても、ろ過の関係が一番お金がかかる。ですので、その部分については毎年点検をしております。だいたい500万くらい。合計するとだいたい1千万くらいはかかる。そのほかに電気代。その設備を稼働する電気代。月にだいたい2~30万。電気

代が上がっているのでも30万超えてると思いますが、それを町が負担しています。だいたい合計したら1千万から1千万強。それで毎年その施設を維持している状況です。

今の設備の状況ですが、温泉に関しては汲み上げポンプを交換しますので、汲み上げる部分については問題ないんですが、汲み上げた後に施設まで送る管が、同じように20年以上経っているのでスケールが付いていて、毎年清掃していますが、どうしてもスケールが固まって取れない状況になっています。浄水設備も水の浄化能力が低下して行って、タンクになかなか溜まらないってケースが、今年度に入ってちょっと大きなケースが発生してですね、夏ですね、どうしてもお客さんに対応できないということで、設備の不具合が発生して、私どものほうから消防にお願いして給水タンク2回走ってもらっている状況ですので、これに関しては突然調子が悪いという状況が発生しますので、対応できる時であればいいですが、対応できない時であれば、やはり非常に厳しいのかなど。ですので、温泉と浄水設備に関しては、そういった状況にあるということでございます。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） うん、そしたらまた情報として教えてください。その外部のものに関しての維持に関しては町職員も随分と苦勞してこられたというのはお伺いしております。

ちなみに、おぼこ荘さん側のね、この温泉だとか井戸への関わり方というんですか、一切ノータッチなんですか、今までは。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 井戸も水に関しても町の施設でありますので、当然、私達が行ってメンテナンスするということにはならないので、専門業者に頼まないとならない部分であれば、町の今の言ったメンテナンスの部分でもって対応しています。通常は当然、事業者さんが使用している施設になりますので、たとえば、水であれば埋まっている管については対応できないけれども、たとえば山の取水するところに、どうしても草が詰まったり大雨でもって、いろんなものが流れてきて詰まる、そういった部分は常に行って見られている、その部分は町が委託しております。

あとそれと、温泉に関しても委託としてやっております。専門にできるもの以外の、自分たちでできる、そういった軽微な清掃作業なんかについては、管の清掃作業は委託で実施しています。それも今のメンテナンス。それも1千万の中に含まれています。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さんどうぞ。

○委員（倉地清子君） さっきの公益性の話で、ちょっと視点が違うというか、最初の当初の立ち上げた頃は、町で初めてつくった温泉施設ですよ。それで町職員の方が仕事されて運営してきたということもお伺いして、すごい町でやってたんだなってわかっていて、それで観光資源としてすごく大切なものだっていうのがあって、それで流れ的に、時系列でいうと温泉施設と、この設備と民営と公営と分かれていて、段々複雑になってるんだけど、そこが複雑なんだなって正直思っていて、でも維持を一緒にしてくれたおぼこ荘だっている認識も私してるんだけど、結局はでも巨額なお金がかかっていくことで、ここは●

●といたら言葉おかしいかもしれませんが、一切これで譲渡することで、町は関わりませんという約束で、一回崩れたけれども、またようやく大久保議員さんが言ってくれたように譲渡という条件であったらという話でこの話がきてるというふうに思っていて、だからこの覚書の契約の中でいいたら20年となってるけれども、その町が一応関わってくれていたから、できていたのかつて部分がわからないだけでも、20年間の貸付けの間に、また同じようなことが起きてきて、一切関わらないという約束になってるから、途中で5億や6億投資しました、けど、そこで投資したんだけど終わりますということが、そういうところは考えていましたか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、たとえば20年間の貸付期間の間に、事業ができなくなる状況に陥るんじゃないかって心配だということで捉えてよろしいですか。その部分に関しては、以前から協議の中で当然、町の補助金として支出するからには、数年で止めましたといったことにならないように、まず経営に関して努力していただきたいという部分と、それだけではなくて、町が活性化だとか観光振興だとか、そういった部分に当然、貢献をしていただきたい。なぜならば、町が税金を投入する施設になります。なので観光資源として發揮していただけるようお願いしますという部分は、何度も事業者伝えていきますし、事業者もそれに関しては了解をいただいていますし、そういった部分の考えもあるという部分で捉えていますので、ただ、どうしても事業者が努力しても営業継続できないような事態、災害だとか豪雨によって土砂崩れがあったりだとか、あるいは今回みたいな、コロナによって経営が全く先行きが見えなくて、残念ながら事業が停止せざるを得ないといった不可抗力の部分に関しては、これについては致し方ないのかなと。通常、営業できる環境の中での経営の継続といった部分に関しては、町としては強く事業者には伝えておりますし、事業者もそのように捉えています。あとはよろしいですか。

○副委員長（牧野 仁君） 私からいいですか。

今、様々な意見、経営の話、その点でちょっと課長とのやり取りであれなんです、お願いということで聞いてほしいんですが、三澤さんも言っていたとおり、未来へ向けての話ですが、これだけの高額なお金を投資するわけですから、町民も注目されると思うんですね、だから議会もそうですし、業者側のひらたさんも、この三体が、これを活かすか活かさないかの話になるんですが、今の経営方針で、未来に向かって新たなほころびが見えてこない中で、多分さっきの課長の苦しい答弁で町民の還元も考えて、何らかの検討はしてると思えますだけでは町民は納得しないと思います。税金を使うんですから。100円200円じゃなくて、億単位のお金を使うとなると、私、一番そこが、死に金を使いたくないという、前から町長とよく話してるんだけど、経営者として一番大事なことで、そのお金をどう活かすかの話をこれからしますが、将来へ向けて今の客層でどうやったら増やすかという話から、入り口から入ってくと、ほとんどそういう話が見えてこない。経営努力しますと。コロナで5類から移行されて動いてきたら、新年会の場が増えるくらいで、それではちょっとふわっとした話なんです。私も自分の事業所、設備投資していますが、新たな事業計画で、相手側の銀行にこういうことをやりたいので是非協力していただきたいと、そういう魂が見えてこな

いというんですか、町のほうからも、おぼこ荘もそうで、ただ老朽化で建て直さないと駄目だというだけで終わってる話なんです。

それで今後、今までたとえば1億円の売り上げが2億円になります。それにはこういう設備投資して町民に還元して観光資源として名前が売れるという、何か説得力があればいいんですが、そういった観点が全然見えてこないから、皆さん疑問に思って心配してるし、多分、町民からも言われるし、私も言われる覚悟でやってるんですが、それを覆す材料が今のところ見えてこない。もし何かがあったら課長から聞かせていただきたいんですが、多分、これから、なければ経営コンサルタント入れるなり、何か本腰でやってほしい。言ってる意味わかる。普通はそこなんだよ。入り口から。お金を5億かけたら、普通はそこからどうやったら売り上げを伸ばすかって話になる。その民営と町営の差がこんなにあるんですが、4今の話を聞いていたら。これ経営者としたら、ちょっと人のお金だから軽く考えてるのかなって、言って悪いけど。そこなんです。そこをちょっと、もし課長一人の話で、相手がありますから、おぼこ荘さんはこういうオーナーで、こういう経営努力を考えますので納得いただけませんか言葉があれば自分も助かるんですが、どうですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 経営に関してですが、町が民間の事業者さんの経営に関して、こうじゃないですか、ああじゃないですかという部分はちょっと違うのかなと思っています。ただ今回のケースは、牧野副委員長がおっしゃるとおり、町費が投入されるということであれば、私はその部分は議会での議論、あるいは意見を強く事業者に伝えていきたいなと思っています。それと、当然ですが、一番何がそういった取り組みで良いのかなというのは、どういった部分で町民還元ができるのかなという部分に関しては、これは町がお答えすることではなくて、事業者が真剣に考えていただくと、それに尽きるのかなと思っています。ですので、その部分は、これまでの常任委員会での議論やご意見を、私はその都度伝えておりますが、今日の内容についても、そういったご意見があったという部分は強く事業者にはお伝えしたいと思っています。具体的にじゃあどういったという部分に関しては、私のほうからお答えしかねると思っています。

○副委員長（牧野 仁君） ほかにございませんか。

なければ1月24日の臨時会で。

○委員（関口正博君） ちょっと。

○副委員長（牧野 仁君） 関口君。

○委員（関口正博君） オブザーバーではありますが、議長は若い頃、この施設に対して質問していますよね、それは出てきた資料によって。そのときの思いと抱いていた思いと、今、俺がまだ新人という立場でいいとするなら、思いというのはわりかし似てるのかなという気はするんです。一番長い間この施設を見てきている、担当課長よりずっとずっと長く見てきてる、担当課との関わりも見えてくる。その中で、今回ちょっと議長の対応そのものも、冒頭で言いましたが、覚書持って来いっていったらすぐ覚書も書いて来るしという部分では、もちろん関係性はそこまでは何ともいわないけれども、そこに至るまでに、この施設に関して現状どう思っているのか、その議長の言葉はすごく重たいんですよ。委員会やってい

でも最後にポロポロ答弁をいただくことが多いんですが、担当課の受ける印象は我々より議長のほうがすごく強いものがあって、そういう意味では、今回このおぼこ荘に関するものを、議長なりに平均的な考え、議長の考えで平均的な考えでいいんですが、どう思っていますか。

○議長（千葉 隆君） まず合併前にね、平成17年に出てきたときに民営化すると。そのときの理由が宿泊施設とそれから日帰り入浴の借金というか赤字、赤字を解消するのに民営化すると言ったの。民営化。それで合併する以前にそういう話が出てきて、それでもう一方、熊石の国民宿舎と日帰り入浴問題があって、それで熊石のほうは要するに先送りしたんだよね。同じ町営でやっていて。その中でなぜ八雲町だけ先にやるんだと。そしたら一緒にやればいいんじゃないかって。だから課題がどっちもあるのに八雲だけやると、その中で最終的には数の問題があって、八雲だけやることになったと。そのときの約束が、熊石も民営化すると言ったんだから。熊石も。日帰り入浴も宿舎も。

そのときに、こっち側が民営化というふうになって今日に至るものは見えてると。けど、もう一方のところは合併したあとに民営化すると言っていて、一遍に二つやればよかったんだけど、国民宿舎のところは町職員が調理員だとか管理者だとか張り付いていて、すぐにおぼこ荘みたいに、おぼこの宿泊施設みたいにすぐにいけなかった。それでなぜかといったら調理員の人達とかの行く場所がないということで、調理委員の人達を学校給食を一般職に振り分けてきたり、そういう現業から事務職に変える期間だとか合意だとか、組合ともやっていたのかもしれないけれども、2、3年かかったはずなんだよね。そうしているうちに今度、日帰り入浴、それは公募で売買だったんだけど、日帰り入浴だけ残ったんだよね。未だに日帰り入浴のほうは公営なんだよね。だから逆に公平性が保つのであれば、日帰り入浴を公営にするのか、あるいはそっちも民営化するのか、だから一つずつ考えて別々でやってるんだよね。

だから当初は一緒にどっちも民営化にしますよとあって、それは八雲側の話ですよ。でも合併したら一つの町だから、また熊石は熊石で日帰り入浴の部分を別の問題として今やってるから、だからそこだって難しいと思うんだよね。民営化するのは。

○委員（関口正博君） 熊石との地域の事情もあるからね。あと議長、公平性の部分に関して、今回これだけの巨額のお金をおぼこ荘に使うとなったときに、他所の、旅館組合さん、議長が質問した当時は旅館組合さんの意見が相当ちゃんとよく聞いて質問しているんだろうなっていうのは見ていたけれども、この公平性の部分に関して。

○議長（千葉 隆君） 旅館組合さんからは俺は接触はしていない。旅館組合の会員の、当時、みすぎ旅館の人から言われて、その人が、話来て、組合として要請を受けたわけではないから。ただ組合とのやり取りの話は聞いているけれども。そして今回も組合の人達が来たんだけど、なんというかね、組合として来るならいいんだけど、おぼこ荘さんも組合の一員なんだよね。だからまず、おぼこ荘さんとも組合の中で話をしたんですかって聞いたのさ。そしたら話してないんだよね。でも普通、組合といえば、組合に加盟の組合員の利益のために組合作るから、そしたら中身が意見が違っても、まずは組合の中で話するのが普通じゃないのかって言ったんだけど、話はしていないと。それで話もしていないのを要請文持って来たのかいというのは、追求はしなかったけれども、だからその部分も、組

合員の全体の合意でもって要請文を持ってきたんじゃないということは確かだねというのは聞いた。ただこの問題はやっぱり、この議論をするのであれば、最初のときの議決のときにこういう議論しておけばよかったと思うんだ。最初のときに。

○委員（関口正博君） 最初のときというのは設計のときってこと。

○議長（千葉 隆君） その前にさ、出てきたときに。この委員会の中で。でもあのとき、そこまでいなかったと思うんだよね。

○委員（関口正博君） だってそれなりの資料がなかったしょ。これ先輩議員たちが教えてくれたらよかったけれども、誰もなんにも発言するわけでもなかった。我々の判断基準なんというのは。

○議長（千葉 隆君） まずさ、流れ的に。それでわからないんだけど、先ず合意されることがあるからだと思う。

○委員（関口正博君） 後に引けないみたいなことではないよね。まず一つひとつの議決だからこんなもの。設計予算案認めたから本チャンも認めなさいって話にはならないでしょ。あくまでも一つひとつの問題でしょ。だから先に議論してよかったというのは別な問題じゃないの、全然。だって全く関係ないんだよ。先に議論していたら良かったのにとというのは結果論じゃないの。

○議長（千葉 隆君） でも設計の部分で合意したわけでしょ。議決のときに。可決になるから。

○委員（関口正博君） 確かに、今日、俺がした公益性なんてものは、これは先にやるものであつたらうし、それはよくよくわかります。だけどいろんな資料はこっちから求めてきて、この間も言ったけれど、出てきたもので、そのとき最初の段階とそのあとの段階ではまるっきり判断は変わってくると思うんです。だって貫き通すものではないでしょこれ、一個一個、段階踏んでいくものだから。当然、設計は設計、もちろんその責任は負わないとならないですよ、設計落としたのに、それを覆すのかといたら、それは相当責任をせをわかないとない話だから、それは覚悟のうえで。だけど先に落としたから、これも落とさないといふ、そういうものではないですよ。

○議長（千葉 隆君） それもあるけれども、これ全部可決したからといって、できるかできないかわからないと思ってる。もう一つは。この金額も含めて。

○委員（関口正博君） じゃあ議長は今までいろんな経緯を見てきて、この総金額、総金額というのもおかしい話になっちゃうけれども、ごめんね、わかりやすいからそういうふうに言ってるだけだから。外と中は違うって認識してるけど、妥当性があると思っっていますか。

○議長（千葉 隆君） 金額かい。まず3億3千万、変更になったのはどうなのかなと思います。

○委員（関口正博君） 誰しもがそう思いますよね。

○議長（千葉 隆君） だからそう考えたら1億9千万もどうなのかなって。だからこれが通っても、それは議会とか行政側の考えることであって、それで本当に建設できるのかというのも問題あるんじゃないかなと思います。ただそれは俺たちが公平な入札の中でどういうふうになるのかわからないから、それはわからないけれども、金額がコロコロ変わるとい

うことは、コロコロというわけではないけれども、ただ単に変わるということは何かあるんだと思うけれども、推測しかできないから。

○委員（関口正博君） 我々議員は議決権しかないから。結局、執行するのは行政側だから、行政側の姿勢が変わらない限りはさ、どんな決断をしようと、でも自分は一貫して、一貫してというより柔軟に行かないとならないと思いつつも、何でここまでこういう気持ちになるんだろうというのは、全く行政側に柔軟性がないんだよね。という印象を受けるんですよ。金額にしても何にしても。まず金額は高いよ。完全に。一般的に高いですよ。こんなもの町発注じゃなくて民間発注にしたらもっともっと安くなる。なぜそういう頭が持てないのかってというのがすごく疑問な部分です。温泉なんてそうです。言われたままの金額だもん。でも町発注だから、ある程度早くなるというのは致し方ない。公共工事ならいいんだけど、民間事業者になる人達に与える温泉工事とするなら、こんなもの民間発注なら半分以下になると思う。正直言って。ただ今更言ってもどうしようもない話なのかもしれないけれども、それが行政側と民間の違いでもあるからさ。それは致し方ないところでもあるけれども、あまりにも過大すぎるんですよ。

何でそこまでの金額を行政側は示したのか、おそらくはこれ、一課長の判断ではないだろうから、当然。これだけ巨額なものというのは。当然走りにいろんなことがあって、そこから担当課がいろいろな方法論を付けて、いろいろ試行錯誤してやってきたことだと思うんだ。なんかそこら辺ずれちゃってる。お金の感覚が。金があるからじゃあ5億6億使って良いのか。おぼこ荘さん何も悪くない。いくらでも引き出したいもんそんなの。誰だって同じだと思います。だから行政側の対応と諸々のものがこの事態を引き起こしているというのが僕の正直な感想なんです。だから課長も責めるわけではなくて、今まで歴代ずっといろいろ問題抱えたものを今解決しようとしてるんだから、ものすごい苦労があるんだろうなって、今までのケツを拭くってことでもあるんだろうから。

○議長（千葉 隆君） 拭くにも●●範囲があると思う。だから●●範囲の部分の金額的には多くなってというのが、みんなあると思うんだよね。いくらが妥当かというのが、前でいえば、平成17年だから、ホテルのとき1億円は、24年か。それだって7年かかってホテル側の部分やってるから。そのときの1億円だからね。だから普通は24年から今の令和5年であつても、だいたい1億円くらいだつて感覚は持つけれどもね。

○委員（倉地清子君） ちょっといいですか。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） ますますおかしいなと思って聞いてるけれども、今のって一番最初に私が言った、金額提示してくれたときも、すごく高いと思って質問させてもらったんだけど、本当に私、高いと思いながらも、そうなんだって感じだったんです。それがなぜかといったら、すみませんね、皆さんそのときに質問されてなかったなと思って、だからこのまま来たのかなって私の思いが正直あって、この金額というのも元々、一番最初から合った金額だったなって覚えているから、なんかちょっとモヤモヤしています。

○委員（関口正博君） どの時点の話。二回に渡って出てきてる。外部工事と。結構みんなしゃべったよ。決算か予算かわからないけれども、その段階でも質問は出ていたし、外部を落とすときにね。外部は当時、我々もしょうがないなって思いで見ただけけれども、ところ

が内部が出てきたときに高い金額だったから、おかしいんじゃないのって話で、それは行政側のテクニックもあるのかもしれないけども、なかなか難しい話。でも結構みんなしゃべってたよ。

(何か言う声あり)

○委員(関口正博君) 2億5千万の設計料の900万とか1千万の話。

○委員(倉地清子君) それで休業補償の部分を合わせて4億8千万くらいだというふうに頭の中で覚えてるんですね。

○委員(関口正博君) そのときは皆言ってたでしょ。それで最初に外部が出てきて総額2億3千万とか4千万で、でもこれで、今の久保さんなんかの意見もそうなんだけれども、これで手を切れるならいいなと思って我々も認めたところがある。あのとき赤井さんなんか結構しゃべったよね。これ以上出さないよねって議論もあったんだから。にもかかわらず内部のレクリエーションセンターの改修。これは総額2億数千万だったんだけど、これが出てきたからおかしくなってきた。本来、外部だけで止めてたら、そこは通してた。これがさっきいう手切れ金って感覚だった。本来はね。

ところが、その先があったもんだから、おかしくなってしまう。ただ町の言い分というのは、温泉は町有施設だし、これもテクニックなんだ。じゃあ町長もそういう言い方。中と外は別だって言い方。外は認めてるけれども。

○委員(横田喜世志君) だけど契約書上は覚書なのかもしれないけれども、17年の契約のときにそれも考えておきますという文言が入ってるんだもん。そういう温泉源や水道も含めて、今後考えていきますよという文句もあるから、今更、考えてねとかって話じゃないよなって。やっぱり思っちゃう。

○委員(関口正博君) 契約書とかに関しては、こっちも求めるのは遅かったのはあるんだろうけども、あとから出てきてる話だから、そこはしょうがない部分があるんだろうけれども、決して議論してこなかったわけではなくて、最初、外部通したときは、これで長年あれしてきたおぼこ荘さんとの縁が切れるんだなという感覚だったの。ところがその先にまだあったものだから、話違うんじゃないかって話になってると、俺は思ってる。

(何か言う声あり)

○商工観光労政課長(井口貴光君) 話してもいいですか。

○副委員長(牧野 仁君) いいです。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 2月9日の常任委員会で全体像を説明させてもらったんです。そのときに一切設計も何もやってないんです。一切やってない中で、資料の中で示した金額。いわゆる外部って言ってる設備関係、これは2億で出しています。そのときに資料にも書いていますが、現段階の見込みで改修工事費は設計後に算定されますよという表示をしています。だからこの2億は、僕たちの感覚です。

○委員(関口正博君) 去年の2月ですよ。俺、入院してた。それで電話で聞いたらスルーされたみたいなのは聞いた気がする。

○商工観光労政課長(井口貴光君) それが2月です。一番最初の2月のときに全体像を出してます。町はこの方針で進んでいきたいですって。そのあとに実際にまた動き出してって、2億がもしかしたら上がるんじゃないかと、資材高騰等、物が入ってこないのとで上が

っていくことが想定されると。これは八雲町だけではなくて全国的な話です。なのでそこで2億といったものを2億から2億5千万くらいになる可能性があるよねって。このときはまだ可能性で、なのでその根拠は何なのかと言われたときは、根拠はないんですよ。議論を進める中の一つの材料として資料の中でお示しをさせていただいたものの一つということです。ですので、この金額が今現在、設計が終わって3億にながしになったという部分に関して、なぜと言われても今の言った答弁になります。そういうことです。

○副委員長（牧野 仁君） 日々、値段変わってるから。毎月のように。早くやったら2億5千万円で済むけれどもってね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 当時はその範囲でできるんじゃないかという事務方の感覚です。

○副委員長（牧野 仁君） ちょっと課長いいですか。今、明細見ていて質問するの忘れていた。当初予算、補償の補填の2,500万見ていて、1日12万236円、これって人件費というか何人分の人件費、固定費と諸々わかる範囲で。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと時間いいですか。

○副委員長（牧野 仁君） すみません、ごめんなさい。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今回の資料でお示しした休業補償ですよ。まず内容ですけれども、これも前にお話していますが、固定的経費と人件費、それで固定的経費というのは、営業してもしなくても固定的にかかる経費、たとえば基本料金、その類のものです。

○副委員長（牧野 仁君） 固定資産税は。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 固定資産税は入っていません。ちょっとお話させていただきますが、電気・電話の基本料金、それから、どうしても切ることでできない保守契約、それと機械の賃貸契約でできることができないと判断すること、あとそれと法定福利費、それから保険料、保険料というのは火災保険です。建物にかかる分。どうしてもかかってきますので、それを固定経費として見えています。

○副委員長（牧野 仁君） それ1日どれくらい。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 固定経費は1日2万2,563円です。そして残りの分が人件費です。人件費は9万7,673円。

○副委員長（牧野 仁君） 何人分ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 人件費は前回説明したときより人数が増えております。というのは前はコロナでもって従業員の人数をある程度抑えていた時期の人件費で持って算定していますが、4年度に入ってからコロナが収まって経済活動が動いているので、人の流れが戻ってきている状況の中で人を増やしている。

○副委員長（牧野 仁君） 二人くらい増やしてる。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 平均しますと月20人の人件費です。一番多くて23人、少なくても18です。その中で月で繁忙期、閑散期でもって人数を調整しています。

○副委員長（牧野 仁君） たとえば10人くらいは短時間の労働。アルバイト的なのが7割がたの人件費。あとは固定給として役員方さんが4～5人いるということでもいいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 役員は二人。

○副委員長（牧野 仁君） あと調理師は別だもんね。社員は何人いるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そこまでは押さえていませんが、社員は正式にお答えできません。それと日数ですが、前回お示したのは180日、6か月でお示しさせていただきました。これを210というのは当初の予定では、先月12月の議会でもって予算を可決していただいて、1月に入ってすぐに工事関係の告示をするといったことで想定していただきましたので、だいたい6か月あれば工事が完了するんじゃないのかなという考え方でした。これが今12月見送って1月を予定していますので、単純に1か月ずれてるといった部分の1か月を加えています。それで210日。先ほどもご説明したとおり、これは工期に影響されますので、物が入ってこなくて工期が伸びたら、ここの部分もまた増える可能性があるという説明を先ほどさせてもらいました。ただその物に関しては本当に全くわかりません。工事発注して見た中で、当初想定したものが入ってこないというのが想定されますし、当初、想定したものが入ってこないというのも想定されますし、あるいは入ってこないものが急に入ってくるようになったというのも逆に想定されるので、それはなんともわからない状況です。

○副委員長（牧野 仁君） もう一点、心配事で、ご存知のとおり、今どこの事業所も人手不足で、さっき午前中もそういう報告も受けて、今後、休業したあと、新たに商売を始めた段階で、果たして人材確保できるのかな、今20人弱いるというんですが、そういった対応、課長から見て心配がないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償の中で人件費を1日当たり9万7千いくらを算定しているのですが、事業者としては雇用を切るといった考え方はしておりません。当然、施設が稼働しなかったとしても、施設を維持するためには内部の掃除だったりを、当然していくということであれば、そういった方々を雇用を継続しながらやっていくんだらうなって捉えています。

○副委員長（牧野 仁君） もう一点、その件なんですけど、休む期間、僕はいろんな事業で一番力入れているのは社員教育なんです。やっぱり「企業は人なり」と言いまして、そこはやっぱり事業を伸ばすには一番避けて通れない。その間、休業するときはほとんど仕事しなくてもいいんですもんね。そういったことは社員教育は、そういう考えは今のところ課長から聞こえてこないし、オーナーからそういうことしたいって聞いてないので、是非これは早急に力を入れてほしいんです。先客は特に社員教育は欠かせない。これは経営にあたっては重要ポストなので、そこはちょっと、ひらたさんとよく相談して、足りない部分は町も補填するぐらい、社員教育、民間には声かけられないかもしれないけど、そこまでは突っ込めないけれども、そこをどうにかしてほしい。そこまであれだけども、それは避けて、そういう期間を利用して、社員教育の考えはできませんか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 社員教育に関してですが、当然、温泉旅館でありますので、お客さんに対するサービスは、現在よりも質を落とすのはまず考えられない。当然、常に向上を目指していただくと基本だと、牧野副委員長がおっしゃるとおりだと思いますので、その部分はそういったご意見があったというのはお伝えしていきたいのと、その社員教育に関しては、町としては見るべきではないと、事業者努力でやっていたきたいという部分も含めて、お伝えしていきたいと思います。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） どうぞ。

○委員外議員（佐藤智子君） 結局、かたちは無償譲渡みたいなものだけれども、譲渡を延期することになったわけですよ、町のを直すのは仕方ないけれども、結局、町から手を離れないんだから補助金はいらんんじゃないの。浄水と泉源とかレクリエーションセンターとか全部町のものだから、レクセンって違うの。譲渡。

（何か言う声あり）

○委員外議員（佐藤智子君） ちょっと質問を変えますが、なかなか出てこないですけども、ひらたさんに限らないで、そのひらたさんも含めて、もう一回、経営者を公募するという手立ては考えられないですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今のあそこの施設の経営者の公募ということによろしいですか。それで、今のある施設、ちょっともう一回確認しますが、宿泊施設は一切町は関わってない民間の施設です。そこはひらたさんが独自で建てて経営している施設。その施設と、隣にある温泉施設は現在、町の所有物で賃貸借契約を結んでいる施設です。もう一ついうと設備関係が外にある。

ここの温泉施設と宿泊施設が、民間のものでなければ、宿泊施設が民間のものではなくて町のものであれば、宿泊施設と温泉施設を含めて公募というのは考えられますが、既に民間施設が宿泊施設を営んでいるので、公募するとなると、あと残っている施設は温泉施設だけになります。町が管理している。ただしこの温泉施設に関しては既に契約でもって譲渡するというふうに決まっているので、譲渡すると決まっているものを民間公募ということには、まずはならないんじゃないのかなってことで整理していただきたいと思います。これがただ単に賃貸借契約だったら温泉施設は公募しますっていうのはあり得る可能性はありますが、それを譲渡すると契約を結んでいますので、公募するということにはならないんじゃないかなと思っています。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 譲渡するって、本来だったら今年の3月に譲渡するっていう契約になっていましたよね、それだったらわかるけれども、今後20年間、譲渡するというのは決まっちゃっているの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、覚書で資料としてお示したのは、温泉の施設ではなくて、外にある設備のほうになります。設備に関しては当初から譲渡をするというほうにして進めてきたものではありませんが、今回の譲渡の協議にあたって、協議してきた結果、施設の今の不具合を改修したあとであれば、譲渡に関しては考えることが可能ですといったなかで進めてきたんですが、実際は前回お話したとおり、法人税の関係でお支払いすることが不可能だということで、町としてはそれを貸付する方針に変更した。この貸付するにあたっての条件整備をするためにこの覚書を案として、今、常任委員会の中で内容をご説明さ

せていただいたということでもありますので、そこら辺は整理していただければと思います。施設の区分ごとに整理していただけたらと思います。

○副委員長（牧野 仁君） 佐藤さん申し訳ないけれども、この件、みんなの前で時間とらせてもあれなので。

○委員外議員（佐藤智子君） ちょっと待って、それと別なんですけれども、今までね、ひらたさんが続けるとして、補助金から相殺して、今まで返していない分は返してもらえるのかということと、あと残り返すって言ってましたでしょ、残り返すって話と、あとはその令和になってから 242 万、支払いは免除しますっていうのは町民に知らせてもいいんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 使用料の関係ですか。令和 2 年度の使用料の関係を免除したことに関しては、議会のほうでもご説明したとおり、それは事実でありますので、その部分を町民に説明するという点に関しては問題ないと思っていますし、この 3 月で期間満了したときに 494 万なにがしが残債として残る、その部分に関しては払うものは払っていただくと。こういった考え方で事業者にお伝えしております。

○副委員長（牧野 仁君） よろしいでしょうか。

じゃあこの件についてはこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

【商工観光労政課職員退室】

◎ その他

○副委員長（牧野 仁君） それでは今日の事件、全部終わりましたが、その他のほうで皆さんから何か持ち合わせがあったら質疑に入りたいと思います。何かありますか。

○議会事務局次長（成田真介君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 事務局からどうぞ。

○議会事務局次長（成田真介君） 昼にですね、一枚ものの紙をお配りしておりますけども、産業課のほうの洋上風力発電の関係で、法定協議会の資料ということで産業課から連絡が入りまして、資源エネルギー庁のホームページで、法定協議会と検索していただくと、檜山沖の協議会の資料が出ているということなんですけども、もし必要であれば、その資料、確か 22 ページほどだったと思いますが、事務局で一括してお配りしたいと思いますが、いかがなさいますか。

（「自分で見ます」という声あり）

○議会事務局次長（成田真介君） 会議の中継も視聴できますので。

○副委員長（牧野 仁君） ありがとうございます。

それでは、なければ。

○議会事務局次長（成田真介君） 熊石のですね、新たなまちづくり民間事業者ということで、その方たちと意見交換をするという話が出ていましたが、熊石のほうからですね、その民間事業者が立ち上がったということで、名前が株式会社ビーコネクトという、2 人か 3 人の会社ですが、意見交換をしたいという申し出が向こうからもありまして、もし日程が皆様

の都合が合えば、来週の1月16日火曜日18時からということで、どうですかということ
で来ていますが。議員控室で、向こうから来てくれるということですが、どうでしょうか。

(何か言う声あり)

○議会事務局次長(成田真介君) 株式会社ビーコネクトです。そしたら総務の委員プラス
文厚の委員も合わせてということによろしいですか。

(「はい」という声あり)

○議会事務局次長(成田真介君) ではそのようにお伝えして、また決まりましたらFAX
等でお知らせしますので、よろしくお願ひします。

それともう一つ、次回の定例の委員会ですが、2月8日木曜日10時から。よろしいです
か。では、よろしくお願ひいたします。

○副委員長(牧野 仁君) それでは令和6年第1回総務経済常任委員会を全部終了します
ので、今日のご苦勞様でした。

[閉会 午後 5時34分]